

平成15年第2回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成15年2月27日  
午前 9時40分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	上埜幸弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野瑤一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫	代表監査委員	巳忠次

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 報告第 1号 定期監査結果報告について
- 日程 7. 議案第 3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 13. 議案第 9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 議案第 10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 15. 議案第 11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程 16. 議案第 12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程 17. 議案第 13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第4号) について

- 日程18. 議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程19. 議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について
- 日程20. 議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程21. 議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程22. 議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程23. 議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程24. 議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程25. 議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程26. 議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程27. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)
- 日程28. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)
- 日程29. 認定第1号 町道認定について
- 日程30. 同意第1号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)
- 日程31. 同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その2)
- 日程32. 同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その3)
- 日程33. 同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その4)
- 日程34. 同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その5)

- 日程 35. 同意第 6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求める  
ことについて (その6)
- 日程 36. 同意第 7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求める  
ことについて (その7)
- 日程 37. 報告第 2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程 38. 報告第 3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更 (第1号  
) 及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告に  
ついて
- 日程 39. 陳情第 1号 政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情書
- 日程 40. 陳情第 2号 健康保険被保険者の医療費自己負担3割等の患者負担増の  
凍結・見直しを国に求める意見書を提出することに関する  
陳情
- 日程 41. 陳情第 3号 有害紫外線から子供たちを守るための教育的措置を求める  
陳情書
- 追加日程 1. 請願第 1号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。よってこれより平成15年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 皆さん、おはようございます。

平成15年第2回町議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてをはじめ33議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月20日から24日までの5日間、辰巳、木田両監査委員には、平成14年度の定期監査を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますとともに、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

平成14年度中の認証登録を目指しておりましたISO14001であります。昨日ー2月26日付をもってISO14001登録団体として登録されたことの連絡を審査登録機関より受けております。このISO14001は、奈良県の自治体では奈良県庁に次ぐもので、県下市町村では初めての認証取得となり、議員各位のご理解とご協力のもと、全職員が一丸となって取り組んできた結果であると思っております。今後は、ISO登録団体として、地球環境の保全と創造への先導的な役割を担いながら、ISOの基本理念に基づき、人にやさしい、地球にやさしい環境づくりを積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、平成15年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、7番、野呂議員、8番、里川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から3月20日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月20日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成14年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果について報告を求めます。12番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月18日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめ他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、開会后休憩をとり、継続審査事案でもあります目安北団地町営住宅の現地視察を行いました。

帰庁後、会議を再開し、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の1月末時点での進捗状況は、竜田川幹線管渠第2号の2の工事、西安堵から割烹松岡までの工事については、約

95%の進捗率である。次に、竜田川幹線管渠第3号の2の工事、稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡までの工事は、昨年12月末に完了。次に、中継ポンプ場築造工事は、約75%の進捗率であり、ポンプ場に設置される電気と機械の設備工事は、昨年12月12日から平成17年3月15日までの工期で進められている。次に、竜田川幹線管渠第4号の工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野までの工事は、現在準備工が行われている。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、歴史的環境整備街路事業である西里垣内南側の東西線である公共5号、法隆寺西大門から富の里までの公共6号については、現在完了している。次に、服部2丁目の公共7号及び公共8号は、現在ほぼ完了の状況である。

次に、斑鳩町公共下水道の変更については、市街化区域に編入された服部地区の区画整理事業と整合したまちづくりとするために、当該区域2ヘクタールを加えた493ヘクタールを処理区域とする都市計画決定の変更を、平成15年1月30日開催の斑鳩町都市計画審議会に諮問し、同日原案どおり可決された。今後、事業認可の手続きを行い、平成15年度に事業化を進めたいとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より質疑はなく、審査を終えることといたしました。

次に、町営住宅建設について、理事者側より説明を求めたところ、工事は計画どおり順調に進んでおり、本体工事については3階部分及び屋根下地であるコンクリートの打設が終わり、1階部分から順次アルミサッシの取り付けを行い、内装工事へ取りかかっている予定をしている。また、集会所については、基礎部分の掘方を行い、3月10日ごろには鉄骨の建て込みを行う予定である。進捗率については、本体工事が20%、電気設備工事が29%、エレベーター工事が20%であるとの報告を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、住宅の自治会構成と集会所の使用形態についての質問があり、理事者側より、自治会構成については、三代川自治会とは別に住宅独自の21戸の自治会構成になると考えている。集会所については、管理は住宅内で管理していただき、また周辺等において集会施設がない地域があることから、周辺の方の利用もできるような形で運営できるように考えているとの答弁がありました。

さらに委員より、このような施設を建てるときには、先々のことを考えながら住民が使いやすいように設計の段階からいろんな工夫を提案してもらいたいとの意見が述べられました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件として、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、町道認定については、いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

続いて、各課所管に関する報告事項については、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会所管に関するものについて、斑鳩町上下水道部に勤務する企業職員の給与に関する規定の一部を改正する規定について、斑鳩町水道事業給水条例施行規定の一部を改正する規定について、第1浄水場の整備について、各担当課より報告がされております。

なお、第1浄水場整備の進捗については、現在工事は最終工程に入っており、2月末でほぼ完了ができる見込みである。また、出資債を財源とした防犯整備工事は、テロ対策の一環として、第1浄水場の周辺を忍び返しのフェンス等で整備し、センサーによる警報装置及びそれと連動するカメラ3台を設置し、その映像が三井浄水場で見られるよう計画し、その準備に取りかかっているとの説明がありました。

次に、その他委員より意見質疑を求めたところ、道路新設改良工事等の進捗状況、駅前北側町道のカラー舗装の補修についてなどの質問が委員より出され、理事者側より一定の答弁がされております。

以上が閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく、閉会中における厚生常任委員会の審査結果について報告を求めます。8番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

閉会中の継続審査事案と所管事務に関する審査及び調査のため、2月19日に全委員出席のもと厚生常任委員会を開催させていただきましたので、その会議の概要についてご報告をさせていただきます。

まず初めに、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題としたところ、その後の進展はないが、候補地となっている地元自治会に今年度中に相談をし、地元の意向を踏まえて位置決定をした上で、15年度には用地取得を進めたいとの説明があり、委員より、候補地周辺で不動産業者が土地を売らないかと動いていることや、4反、5反も土地を持つ方が土地を売りたいと言っておられることなどを踏まえた地元との対応についての質問があり、一定の審査を行いました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件について、1、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題としたところ、1つに、現在のパゴちゃんカードとの関係について、2つに、現在の自動交付機での利用について、3つには、15年度予算における見込みについて、4つには、手続についてなどの質問があり、一定の答弁がされました。

2番目の、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例については、格別の質疑はありませんでした。

3つ目、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題としたところ、介護保険料を据え置く考え方が示されたが、県下の市町村の動向についての質問がされ、広域7町の介護保険事務担当者会議での保険料についての考え方をもって答弁がされました。

4つには、平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、5点目の、平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、委員からの質疑はなく、以上については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1つ、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会に属するものについては、環境対策課の補償にかかわる集会所の手続1件についての説明がありました。

2つに、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、介護保険第2号被保険者にかかわる介護納付金の限度額が、現在の7万円から8万円に引き上げられる提案が国会に出されていることから、今後の決着の動向を見る中で、会期中または閉会後で手続が変わってくることの説明がされましたが、以上については格別の質疑意見はありませんでした。

3つ目、ごみ収集方法についての報告を受けたところ、1、住民から、なぜこんな突然なのか、一方的過ぎる。役員の交代時期で引き継ぎが大変だ。2、ステーション化がどうしてもできない地域、家庭、老人世帯などの問題について、3、住民への問題提起と周知

はもっと長い期間でやるべきではないか。4、30軒で1カ所の目安となっているが、隣どおしで自治会が違う場合もある。自治会単位にこだわるのか、自治会を越えてもやるのか。5、自治会で調整がつかない場合、今までどおりの個別収集は暫定的にやるのか。6、自治会でも飛び地になっているところの問題はどうするのか。7、ステーションの網やボックスなど自治会長さんはどんなものが把握できていない。8、ステーション化はどれだけの経費削減につながるのか。9、現在の収集体制について。10、どうしても場所の提供がない場合、町はその土地を買収してでもやる考えはあるのか。11、道路に集めるだけなら本当の意味でのステーション化にはならないのではないのか。12、自治会任せにし過ぎている。行政がみずからの方針に対して積極的に汗をかくべきである。13、自治会から、問い合わせや収集方法の変更についてどのくらいあったか。14、ステーション化に向け、町内全域の収集マップなどをつくり、重点的に早く取り組むべきところなど問題意識を持った計画的なものになっているのかなど、全委員、また議長からもたくさんの質疑意見があり、理事者より一定の答弁はあったものの、これらについては、理事者におかれては強く受けとめていただきたいということをさらに要請をして締めくくりをさせていただきました。

4つ目、介護保険事業計画、老人保健福祉計画の策定状況についての報告を受けたところ、1、高齢者人口を割り出した人口の推移について、2、級地区分の分類について、3、高齢化率について、4、第2慈母園のデイサービスについて、5、1号被保険者の階層区分の所得基準が変わることで、第4段階から第5段階に移行となる方はどれくらいあるのか。6、利用料の軽減の見直しはどのように変更されるのか、以上の質疑があり、一定の答弁がされています。

5、「健康いかるが21」の策定状況についての報告を受けたところ、公共施設に設置されているたばこの自動販売機の撤去についての質問があり、本庁、公民館、いかるがホールの自販機は、3月31日までの期限ということで対応していると答弁されました。

6、戸籍総合システムの始動について、7、ISO14001認証取得の取り組み状況についてそれぞれ報告を受けましたが、これらについては質疑、意見がなく、以上で各課報告事項は終わりました。

続いて、委員皆さんよりその他について質疑をお受けしたところ、1つには、インフルエンザの発生状況と予防接種の効果、また現在の終息状態について、2つには、4月からの支援費制度の申請状況と周知徹底についてそれぞれ質問があり、理事者より一定の答弁

がされています。

以上が閉会中における当委員会の審査の概要です。なお、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんくださいますようお願いをいたしまして委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果について報告を求めます。7番、野呂委員長。

○総務常任委員長（野呂民平君） それでは、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後閉会中の2月20日に総務常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめとする所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、理事者側に説明を求めました。町は、昨年12月12日、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催し、史跡藤ノ木古墳整備基本計画書の一部見直し案について検討していただき、最終案として検討していただく委員会を3月17日に予定しているところである。実施計画の当初4年の計画が、見直しの計画では6年に変更している。また、整備において重要な位置を占めるガイダンス施設については、基本計画書の見直しは具体的な事項を盛り込むのではなく、実施計画段階において細部にわたって検討をしていくこととしている。

また、発掘調査については、当初では2カ年の計画を見込んでいたが、平成15年度末ごろに実施する墳丘の形と範囲の確認を目的とした第5次の調査を1年で終了した。史跡整備の基本計画としては、基本方針の大幅な変更は生じないところであるが、来年度より整備を進めていく上で整備基本計画書の内容が実情に合わない点を一部補正した上で整備事業に取りかかっていたと考えているとの報告がありました。

本件については、質疑をお受けしたところ、委員より別に質疑はなく、審査を終えました。

次に、3月定例議会に提出が予定されています案件として、1つ、斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、2つ、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、3つ、特別職の職員で常勤のも

の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、4つ、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、5つ、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については、いずれも本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめその説明を受けたことで終わりました。

次に、各課からの報告事項ですが、1つは、統一地方選挙について、奈良県議会議員選挙及び斑鳩町議会議員選挙の投票が4月13日と4月27日にそれぞれ執行される予定である。2つは、斑鳩町行政組織規則の一部改正について、3つは、斑鳩町行政改革大綱（第3次）について、4つは、建設工事などに対する暴力団の排除についての報告がされました。

なお、第3次斑鳩町行政改革大綱については、行政改革推進委員会で平成13年12月から6回にわたり検討され、昨年12月19日にその答申が出され、それに基づいて今回資料の提示を受けたわけではありますが、担当課長の説明によりますと、今回の改革の視点は、行政経営型システムへの転換ということで、本町の行財政構造を前例踏襲を基調とした行政管理型から、経済性、効率性、効果性をより重視した行政経営型のシステムに転換すること。それには、職員一人一人がコスト意識やサービス精神などの経営感覚を駆使して行財政運営を行い、多様化、高度化する行政問題に迅速に対応していくとともに、住民の視点に立った事務事業の成果を重視する考え方へと変換を図ることが必要であると説明されました。

委員より、この答申を受けて、実施計画にどのように反映されていくのかとの質問があり、担当課長より、この大綱の基本理念の一つの目安として考え、各課における事務事業に対して、今後どう見直しを図っていくか改めて検討していくことになるかと答弁がありました。

また、委員から、この大綱が単に文章に終わることのないように実効性のある効果を上げてほしい。そのためには、職員の意識改革をどう図っていったらいいか十分に検討してほしいとの意見が出されました。

さらに、委員より、この行政改革に関連して、開発指導要綱に基づく施設協力金の取り扱いについて、貴重な財源ではあるが、法の定めがなく、違法と言われていることから、廃止に踏み切ってはどうか、町の考え方を聞かせてほしいと尋ねられ、理事者側より、この関係については、15年度より廃止の方向で検討をしてきたが、不動産関係業者と未納整理などの必要もあることから、16年度から廃止をしていきたいとの考えが示されまし

たが、委員より、開発指導要綱などの関係についてどう取り扱っていくか一定の方向性を出してほしいとの提起がなされました。

以上が閉会中におけます当委員会にかかわる審査事案の主な審査の概要ですが、詳細につきましては会議録に整理していますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程6、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、去る1月20日から1月24日までの間に、木田委員と共同で実施いたしました地方自治法第199条第3項の規定によります定期監査の結果報告をさせていただきます。

監査の種類は、今申し上げました定期監査でございまして、監査の対象となった局部課は、2ページの真ん中記載のとおりであります。

監査要点でございしますが、監査の目標、こういったところに目標を置いて監査をしたかということではありますが、これは地方自治法第199条第3項の規定によります自治法第2条第13項、第14項に規定しております地方自治体の事務処理が住民の福祉の増進に努められているか、最小の経費で最大の効果を上げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているか、規模の適正化を図っているか、こういったことが監査要点でございました。そういったところを見るということで監査を行いました。

監査手続は、通常の一般監査手続、要するに証憑突合、あるいは帳簿突合、あるいは計算突合、質問あるいは説明聴取、書類を閲覧する、こういった一般監査手続、通常の監査手続。それから、その他の監査手続といたしまして、町有の財産、実在しているかどうか、あるいは稼働状況はどうであるか、そういった視察を、その他の監査手続を実施いたしました。

監査の結果は、4ページの上を書いてあるとおりでございまして、各局部課の予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められたということでございます。

各会計の状況、その辺は4ページから10ページに記載のとおりで、お読みいただければわかると思うんですが、少しだけ補足してまいりたいと思います。

一般会計につきましては、執行率ほぼ前年どおりでございますが、歳出のほうは5ポイントほど前年より下がっておるということでございます。これは、6ページあたりにも書

いてありますが、土木費の執行率がちょっと低い。これは、町営住宅の支出がまだ、5億5,000万のうち1億2,500万しか執行されてない。そのあたりが原因になっておると思われます。

それから、4ページの下の段、歳入の状況、町税の収納率、これは25ページに町税収納状況というのは書いてあるんですが、ほぼ前年並みに収納率推移しております。しかし、この収納率というのは、結果でありまして、大口の滞納が出たりしますと収納率は、幾ら努力しても落ちる年があるかわからないし、あるいはそれでも、そういったことがない、あるいは特別徴収の税金が多い年は若干率が上がるということになるかもわかりません。このあたりは、単に収納率だけを見るのでなしに、中身をよく分析して収納率を上げていくということが必要であろうかと思えます。町税に関しては、後ほどまた少し触れたいと思えます。

それから、5ページの真ん中、使用料、手数料でございますが、書いてありますように、若干未納額が増加しておるということでございますが、注意しなければならない。しかし、そういった公営住宅の家賃などは、結局生活の困窮しておられる方、あるいは住宅事情を勘案してやっておられる施策でございます。そういった方々から、余りちょっとおくれたからといって厳しい取り立てするのも問題があるかと思えますし、またこういったものは、公営事業だ、公益事業、便宜を受けていることに対して利用者負担で当然払わなければならないというふうに交換の原理が働くということに考えますと、これはやっぱりきちんと払ってもらわなければならない。要はその辺の兼ね合いだろうと思うんですが、役所的に事務的でなく、親切に対応して、実態に応じてなるべく説得して払ってもら。悪質な方には徹底して払っていただくというようなことが必要であろうかと思えます。

それから、ずっと真ん中を飛ばしまして、9ページ、水道事業会計というところがあるんですが、執行率は若干下がっているかなというところでございますが、先日飯島町さんからも監査委員さんがお見えになりまして、いろいろ懇談さしていただいたんですが、向こうさんあたりでも、水道事業は赤字がどんどん続いていくというふうにおっしゃっておられて、使用量が増加すれば収支状況は改善されるわけですが、節水意識がどんどんどんどん徹底していくということで、なかなか供給量が伸びない。供給戸数は伸びているけれども供給量はふえないということで、黒字にするというのはなかなか難しいというところであろうかと思えます。

しかし、仮に黒字になったとしても、今後はまた設備の更新なんかをしていかなければならない。巨額の設備資金が要するというようなことが、ある程度しなければならないというふうになるそうではありますが、そうなりますと、仮に黒字であっても資金繰り的には足りないということになって、また別途に資金調達方法を考えなければならないということになるかと思います。

いずれにいたしましても、水道の決算に関しましては、当年度も予算は赤字、15年度も赤字になるようでございますが、赤字か黒字かというのは、これは会計処理のいかんで若干変わる場合があります。だから、この赤字はある収入を資本収入にするか、あるいは収益収入にするかで変わるような面もありますので、その辺はまた水道決算のところの審査のところ再度考えていきたいと、いろんなご意見を申し上げたいというふうに思います。

それから、11ページの意見でございますが、これは報告に添える意見と書いてあるんですが、地方自治法第199条第10項では、監査委員は組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて意見の提出ができると書いてありますが、その報告に添える意見でございます。これは、10ページまでのところが監査の結果でございますして、11ページ、12ページは意見であります。これは、監査委員としての意見でありまして、決して決めつけるものではありません。一つの見解であります。参考にしていただければということでもあります。どうでしょうかという問いかけのようなもんだというふうにご理解いただければいいんじゃないかと思います。

そこに1ページ半ほど書いてあるんですが、そういった物品の購入、あるいは物品の運用、あるいは事務事業の執行の状況、これは監査で見させていただいた範囲で、そういった不当なものがあったとか、あるいは不正なものがあった、あるいは不審に感じられるものがあったとか、あるいは事務がルーズであった、決してそういったものを申し上げているわけではありません。昨年も申し上げたと思うんですが、監査というのは、すべていろんな事業をなさる。民間事業でありますと、いろんなそういった経営活動、いろんな業務活動をなさっている。そういったいろんな仕事をなさっておるのが、決められたとおりの間違いが生じないような、そういった組織の中で仕事をしておられるかどうか、これは内部統制というわけですね、去年もお話したと思うんですが、極端に言えば物品だとか、あるいはお金だとか、これを扱っておられる方と、それからそれを記録して管理していくという方が別の部署になる。そして相互にチェックがかかって、そういった不正が起きない。要

するにいろんな手続をしていくのに、いろんな仕事を実施していくのに、いろんな承認制度があって、そういったものがきちんと守られている。あるいは業務、ある業務とある業務相互間にチェックが行われる。あるいは記録が漏れないように、あるいはダブらないように、いろんな帳票だとか伝票、いろんなものにそういった帳票管理する、あるいは連番組織で、連番で帳票を押さえていって漏れないようにしていく。いろんなそういったことが必要なわけでありまして。そういったことがきちんと行われて初めて業務が不正も何も、不当なことなしに行われる。そういった内部統制がいつも有効に働いているかどうか。監査というのはすべてそれを見ておるわけでありまして。一々、一つ一つ取り出してみているものは、不正がないかどうか見ると、そういったもんでありません。そういったものをやろうとすると、それは精密監査という種類に入りまして、とてつもなく費用がかかるということになるわけです。一定のそういったチェック機能が働く。そして内部検査的な機構がある。そういったことによって守られて不正が起こらない、そういったことが必要である。そういったものを監査では絶えず見ていくわけですね。そして一部を取り出して、ああ、これなら間違いがなかろうということ判断する、そういったことであります。そういった面から、内部統制をいつも維持していく、高めていくという面においてどうでしょうかといったことを申し上げておるわけで、おかしなことがあったということではありません。

それから、最小の費用で最大の効果を上げなければならないということなんですが、結局そういったことは、組織をどう合理化していくか、どう効率化していくか。これは、すべて結局はおやりになります組織、職員の方々、こういった方々の理念、あるいは意識の問題ではなかろうかと思えます。そういった面から見てどうだろうかということをお願いしておるんで、不当なものがあつた、あるいは事務がずさんであつた、ほったらかしであつたと、そういうことを申し上げているのでありません。

具体的に少し補足したいと思うんですが、11ページの上のところ、いろんな財産の購入、あるいは工事の発注、こういったものについてでございますが、入札を行うとか、あるいは見積もりさして発注するとかいうことがあるんですが、市場競争の条件整備ということ、これは要するに、こっち側の発注する数、あるいは工事なら工事の数と、それを入札に入るとい業者の数のほうがバランスがとれていると、これは競争にならないのではないかと。絶えず発注する工事の数よりもはるかにオーバーするだけの競争する業者がなければならぬ。ところが、いろんな事情でその発注のタイミングがある程度偏ったりする

と、そのときは発注する件数が多くなる。そうすると、業者のほうとバランスが、とれるというほどではないんですが、それに近いようなことがあったとするとやや競争が緩むのではないかと。だから、絶えずそういったことは注意していかなければならない。どないかすると、工事の多い集中する時期があるんじゃないか。そういったときにはそういったようなことを注意しないと、競争と言いながら競争が起こらないようなことがあってはならない。そういったようなこと。

それから、そういった随意契約で発注するときも、本年度の予算編成方針のところをちょっと読ませてもらっておったんですが、前年を上回らない、前年を上回らない、というような文言が時々出てくるんですが、要するに前年と比較したりとか、あるいは前の年の値段でそのまま契約を継続しているというのが時々出てくるんですが、その値段が適正かどうかというのは絶えず検討をしていかなければならない。これはかなり比較見積もりを入れなさいとか、そういうたった一つのやり方を申し上げているではありません。

私、実はおとといちょっと関係先で話したんですが、それは冷暖房の工事をする会社なんですが、ちょっと社長さん、見積書に判を押してほしいと言うて来てはる人がありまんねんと。何のことかな。ああ、比較か言うて判を押してはったけど、要するにそういった注文をもらう業者が比較を同業者に、白紙の金額を入れてですが、判をもらってきて比較を持っていくというのは昔から往々にしてあるわけで、必ずしも比較見積もりそのものだけが一番いいというわけではありませんが、要するによく発注される側の方は、いろんなことをよく知っておられる、いろんな値段を知っておられる、いろんなそういった、新聞にチラシだとかいろんな入ってきますけれども、どんなものはどのぐらいするというようなことを、何かの折にそういった情報を絶えずとっておられて、こういうふうに見てこうだからこういうふうにご手続して、ご手続というか、こういうふうにご調べて、こういうふうにご検討して、だからこういう値段に到達しました、何かそういった合理的な過程を経てそれに至ったということをお絶えず、それは事と場合によりけりで、大口の発注もあれば小口のものもあります。費用をよけかけてわずかな発注に阿呆ほどご手間暇かけて値段を調べる、そこまでする必要もそれはなかろうかと思ひます。要するに合理的なふうにご、しかもそういうふうにごやっておられると、多分高いものは発注しておられないだろうなというふうに見れると、そういったような過程を経ておかれるのが必要でないかということになります。そういったことを言っておるんです。

それから、施設の運用、あるいは財産の運用。いろんな施設があるんですが、要するに

施設の稼働状況全体としては、どっちかいうと利用率が下がってきているのではないかな。体育館のように非常によく利用しておられるというような、非常に行ってみると忙しそうにしておられることもあるし、しかしその他の施設で非常に物静かなとか、ひっそりとしている、そういったこともある。何かちょっと活気がないのかな。待ちの姿勢というんですか、要するに問いかけていく。こんなふうにご利用してくださいよという、何かそういったことがもっとあってもいいのではないかな。仮にこれが民間の事業者、この辺はどうか知りませんが、大阪あたりに行きますと、貸しホールだとか貸し会議場だとかいっぱいありますが、そういうところでは人が入らなかったらやっていけないわけですから、必死で努力して人を入れようとなさる。役場のものがそこまでいかどうか分かりませんが、いろんなそういったことをPRなさって、こういったものがあるんですよ、もっと使ってくださいよというようなことを、通り一遍でなしに何とかして使っていくというようなことを考えていかないと、どんどん下がっていくのではないかな、そういうふうに思われます。要するに、待ちでなしに積極的に働きかけていくと。受け身でなしに積極的に問いかけていく、そういったようなことがもう少し考えられてもいいのではないかな、そういうことであります。万事こういった箱物をおつくりになりますと、箱物を建設なさる。ハードはそれで済むんですが、ソフト面がいつまでもついて回るということをよく考えて、なかなか箱物は慎重にやらなければならないということかなというふうに思われます。

それから、遊休資産が若干あるんですね。住宅跡地だとか、あるいは軽便跡地とか、こういったものも将来予定、こういった事業に転用して使う、あるいはこういったとこの事業の代替用地に要るから置いてあるんだとか、いろんなそういった明確な将来の予定があったらいいんですが、ややあいまいではないのかなということをお願いとるわけでありまして。そういった資産を持つということは、それだけ事務コスト、財産の管理台帳だとか、いろんなそういった事務コストがかかりますし、維持していくのにいろんな、物品を維持するには維持費用が要ります。そういった管理コストがかかる。

これが仮に民間に払い下げられたといたしますと、それは事業用であれ、あるいは家事用であっても、有効に資産をお持ちになった方はお使いになるだろう。そうすると、そういった資産が社会経済的に生きてくるんやないかな。そういった意味でどうなんでしょうかということをお願いとるわけでございます。

それから、水道事業の中の貯蔵品ですが、これは鉄管が100本ほどずっと古い昔から持っておられるのがありますが、今回ようようそのうち60何本お使いの予定にやっ

なったということなんです、100本ありますけど、一部さびが回って劣化したものがあるというような、それが何本になるかわからないけど放さなければならないものも一部ありますということ。どういった経緯でこういったものをお持ちになったのかわからないんですが、役所の事業というのは、ちゃんと事業するのが決まって、予算がついて、それから機材を発注するということなんでしょうけど、これは当初は何か使う予定があったということで購入なさっておるようですが、結局要らなくなった、要らなくなったというか、長期に使う機会がなかった。要するに、そういった不要不急的になるようなものは、購入のとき判断を慎重にしておかないと、結局そういったこともおきますよということを申し上げとるわけなんです。

それから、税込であります、そこに書いてありますように、毎度毎度税込について申し上げて担当の方にはお気の毒だと思うんですが、年々滞納は増加してくる。これは、収納率が90何%、必ず残りが残っていくわけですから、増加していく。それはやむを得ないんですが、そのまま置いておきますと、通常通り一遍のことをやっておりますと、これは滞納件数、金額もふえていきます。お聞きしますと、完全に不良債権化したようなものもかなりあるそうであります。そういったとれないものはどこまでいってもとれないんですから、それを早期にもう決着をつけて、事務の管理コストから外していくというようなことで、単に時期を待つ、置いといて時期を待つんでなしに、積極的に、それは単独で、独断でそんなことできません。特別徴収班か何かのグループで一つの決裁、これはだめだという決裁を行って、そして処理をなるべく早期にしていって、事務コストを減らしていくというふうなことも必要ではないかということをおっしゃるわけですね。いつまでも残しておきますと、督促を出したりとか、あるいは電話をかけたとか、いろんな手間暇がかかります。そしてまた担当者が変わったりすると、また一からやらなければならない。一から説明を聞いたり一から説得に行くというようなことも起こり得ないとは限らないわけですね。だから、なるべくそういった不良債権になっているものは、そういった意味で早期に処理する。要するに事務のやり方なんです。事務を早期に進めていくというようなことを工夫していったらどうでしょうかということをおっしゃるわけですね。

それから、効率性、事務事業評価システムというのを昨年から採用されているいろいろな工夫なさっているということで、非常に好ましいことかなというふうに思うんですが、事業の効果があるかどうか。いろいろなことをやって効果がどれだけ出ているか、これは非常に測定のしにくい問題であります。効果を測定するなんて実際にはなかなか不可能に近いもん

であります。だから、本当は効果の測定というのは困難なんですけども、要するにだから職員の方々の意識に頼る。そういうふうには効果を出さなければいけないというふうには考えながら仕事をしていってもらおうというふうなことが一番結局は大切ではないかということをおっしゃるんですが。

事業の数が多過ぎると書いたんですが、事業の数が多いか少ないか、私、役所のことはわかりませんから、一住民、一民間人としての率直な実感を申し上げるわけであって、ようけ事業をなさっているなという実感であります。事業を一つをやりますと、そこに人が張りつかなければならない。人がおると必ず間接費用がかかってくるということで、非常に事業をするごとに必ず原価がかかる。費用がかかって高くつくんですよということをみんなが意識すると。これは前にも申し上げたと思うんですが、歳出そのものが高くつくかどうか。予算でコントロールしているからオーバーしないということになるんですが、しかし金額はそういうぐあいに抑えられても、やった事業が全部が効果がどんどん出ていくかということ、やっぱり事業の数はふえればふえるほど効果そのものは、経済学に限界効用逓減の法則というのがあります、同じものでも初めが一番効果がなくて、だんだんそれを、何か物売りにしても、初めは高いけどだんだん安くなっていくでしょう。しまいに原価のほうが高くなるんですよという、そういう法則もあるんですが、そういうことで、数をふやしていくとやっぱり効果はそれだけ落ちるとというのが通常の考えではないかというふうに思われます。

いろんな方面から、要望だとか陳情だとか要求だとかあるんだろうと思うんですが、あるいは従来の事業にいたしましても、こういった面から見て十分にそういった要望に対しては説得なさって、効果の十分に出るというようなものをおやりになっていくというような見方、考え方が必要ではないかと思われます。

最後にそこにわずかなことを書いているんですが、1つは、職員の昇格試験ですが、これはお聞きすると資格試験だと。課長職、あるいは係長職になってもいいかどうかの素養があるかどうかということをお試ししてみると、筆記試験と口頭試験でおやりになるということですが、資格試験だというふうになっておるんですが、実際はあいたポスト、ポストの数ぐらいの人を通すという、合格させるということで、資格試験にはなっておるけれども、実質は競争試験。それよりも、通常資格試験といいますと、ある一定のレベルに達した人は合格させてあげて、ポストよりもずっと多い資格者を、そしてそこでもう一回またいろんな実務をやりながら、リーダーシップを身につけて、リーダーにふさ

わしいというふうになられた方をポストに着いていただく。2回競争が行われる。そういうことでレベルアップが図れるのではないかと。要するに、職員のレベルアップのためにはどっちがいいかというようなことを言うておるわけで、要するに難し過ぎても余り受ける人がおらんようになるだろうし、みんなが勉強して試験を受けて、みんなが職員がレベルが上がっていきこうというためにはどんな方法がいいのかということをお願いしておるわけでございます。

職員さんの給料も、係長さんと平職員の方は差が1万円だというふうにお聞きしたんで、差はそんなもんかなと思いますが、差が少ないと受験しないでおこうかという受験者が出たりするとよくないな。なるたけだからみんなが受験したい、そういうぐあいに競争してレベルが上がっていくというふうなことが望ましいでしょうということでございます。

それから、雑入が20万5,000円というのがあったんですが、最後ですが、これは書籍の販売の収入予定額。予算を超えて売れて入ってきたと。予算をオーバーする、そのぐらい売れるのならもうちょっと売れるようにということで、売るようなものはなるべく早いこと売り切らなければならぬわけでありまして、ちょっと売るのに努力が要するというぐらいの予算設定のほうがいいのではないかと。低かったら、そういう売ろうという努力がややそがれるのではないかと、そういったことを、まことに細かいことですが、ちょっと申し上げたわけでございます。

監査結果以上でございます。報告終わります。

○議長（小野隆雄君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 質疑というよりも、私の疑問としているところが監査委員さんから指摘をされておりますので、そのことについてもう少し補充をして今後の監査に生かしていただきたいというようにお願いをいたします。

初めに、一般競争入札、指名競争入札、随意契約により工事の発注、そういった面に触れております。絶えず市場競争が行われるようにというような指摘であります。特に今日デフレがひどいわけですから、そういった面についても指摘をされております。まさにそのとおりだと思うわけでありまして。

私、いわゆる情報公開がされてから、ここ4～5年ほどのいわゆる入札結果、予定価格に対する落札率というものを調べて前回一般質問をいたしました。そういたしますと、予

定価格に対して100%の落札があったというのが2～3件あったわけです。それから、同時に落札率が非常に高い。大体96%余りから97%余りと、そういう予定価格に対して非常に、通常普通一般の商取引から言えば考えられないような高い落札率になっている。果たして正常な競争入札が行われているのだろうかという疑問さえ感じた次第であります。ただ、過去調べてみますと、消防第2分団の1件だけが非常に低い価格で、予定価格から見ますと相当低い価格で落札されていると。これは、あくまでも推測の域から脱しませんけれども、いわゆる競争が行われたのではないかというように感じたわけでありませぬ。

全国的に調べてみますと、今日やっぱり、私ども斑鳩町も三役はじめ非常に経費の節減ということで、あらゆる面において経費の節減、議会も含めて行ってまいりました。私はやっぱり最後の大きな、巨額の買い物といいますか、投資といいますか、そういう公共投資ですね、巨額の公共投資においてその辺が最後に抜けておるのではないかという感がおるわけですね。あるところでは、インターネットなどの入札、もちろん郵便入札などもありますけれども、それがいわゆる制限つき一般競争入札というようなことで行われて、ある市では30億、40億というような建設、建築関係で経費を節減したというような報道がされておるわけでありませぬ。

そういった点で、非常に難しい面があろうかとは思いますが、ひとつこの辺をよろしく今後見ていただきますよう心からお願いをいたしまして私の意見といたします。

以上です。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませぬか。

それでは、これをもって報告第1号 定期監査結果報告についてを終わります。

辰巳、木田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、本日また子細な報告をいただきましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、定期監査結果報告終了後退席を申し出ておられますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

---

（午前10時39分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

これより、平成15年度施政方針を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日ここに、平成15年第2回斑鳩町議会定例会の開会に当たり、平成15年度の町政運営に向けての所信の一端と、当面の主要課題につきましての基本的な考えを申し述べ、議員皆様方並びに住民皆様方のご理解を仰ぎたいと存じます。

現在の社会情勢は、厳しい経済情勢の中で、先行きの不透明感や不安感が増し、なおも厳しい状況下にあります。一方、国外では、イラク、北朝鮮問題が連日マスコミ等で報道されているところであります。このような中にありまして、昨年6月に日韓共同で開催されましたサッカーワールドカップでの世界のアスリートたちの頑張り と 健闘は、私たちに元気を取り戻す勇気と希望を与えてくれました。人が一生懸命に取り組むその姿に、人が感動と拍手を送ることができることのすばらしさと、平和維持の尊さを体感・実感し、心新たにいたしているところであります。さらに、斑鳩高等学校野球部が今春の選抜高校野球大会に出場が決定し、まことに喜ばしい限りであります。選手たちのプレーと生徒の応援は必ずや私たちに、さらなる勇気と感動を与えてくれるものと確信し、選手たちの甲子園での健闘を祈っているところであります。

さて、新しい世紀が幕をあげ、2年経過しましたが、昨年も人々が託した期待にはこたえていない世相の中で終始した1年でありました。私は、昨年、ともに汗を流す協働の枠組みの中で住民みずからが取り組んでいただけるまちづくり活動に視点を置き、元気で健康な「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の創造に向け、諸施策を住民の皆様とともに実現させていただき基礎ができ、その確かな第一歩を踏み出せたものと受けとめさせていただいております。

国政に目を向けますと、なおも続く景気の悪化の背景には、民間需要を低下させる不安及び民間活力が発揮される機会を制限してきたことなどが要因として考えられております。こうした中、昨年12月には、金融経済情勢に応じ、構造改革の取り組みへのさらなる政策強化を行う必要があるとの認識のもと、「改革加速プログラム」など、改革加速のための総合対策を推進・強化するため、構造改革、経済再生への懸命の取り組みが図られております。このことは、国民が個性と能力を十分に発揮することにより、新たな創造が可能となる、そのような経済社会の構築を目指そうとするものであり、その取り組みと推進状況に注視してまいりたいと存じます。

それでは、町政につきまして申し上げます。町制施行50周年、55周年を契機に、新しい斑鳩の息吹が住民生活を通じ着実に根づき、確かなうねりとなり進展してまいりまし

た。私は、この波打つ動きをしっかりと受けとめ、議員・住民の皆様とともにさらに大きく進展、発展できますよう努力を重ねてまいる決意であります。

平成14年度を振り返りますと、総合計画と整合を図る中、懸案でありましたいかるがパークウェイ、都市計画道路法隆寺線、町営住宅、浄水場等の早期完成に向け邁進してまいりました。また、下水道整備につきましては、平成17年度中に供用開始ができる見込みとなりましたことから、議員皆様のご理解を賜ります中で条例等の整備を行いました。さらに、県下の市町村の中で最初にISO14001の認証取得に取り組みました。しかし一方では、市町村合併をはじめとする時代の潮流への対応や緊急的に取り組むべき課題も多くあります。

このような中、平成15年度予算につきましては、なお厳しい財政状況のもと、今後における財政運営も懸念されるところであります。いかなる厳しい状況においても、みずからが財政の健全化と行政改革に努め、斑鳩町にとって是非とも必要な新規事業につきましては、より効率的で即効性が図れる事業選択を行った上、町民憲章に掲げる聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりを目指すため、人にやさしいまちづくりを基本理念とし、第3次総合計画の着実な実現に向けて平成15年度予算を編成いたしました。

このようなことを念頭に編成を行った平成15年度予算は、一般会計予算で83億8,000万円となり、前年度当初予算に対し1.2%の減少であります。また、一般会計、特別会計及び企業会計の7会計を合計いたしますと、161億892万円となっており、前年度当初予算に対し3.4%の減少であります。

歳出面での特色は、事務事業の見直し等により経費の削減を図りながら、ソフト事業面では、増大する福祉、保健、医療、環境、教育などの諸施策に対応しつつ、ハード事業面においても、都市計画道路法隆寺線、法隆寺・藤ノ木線、主要な町道の整備、JR法隆寺駅周辺整備及び（仮称）総合福祉会館の整備、公共下水道の整備、貴重な史跡整備等に対応しております。

一方、歳入面は、長引く景気低迷の中、厳しい経済状況の影響を受け、個人住民税では、所得の減少、固定資産税では、地価の下落や評価替えに伴う家屋減価により減少しており、財政基盤であります町税、地方交付税ともに、引き続き減額となる極めて厳しい状況となっております。

21世紀は、20世紀に失ったものを取り戻す、再生する世紀と私は考えております。

親しまれてきた風土、豊かな自然を後世に継承することができる施策展開が、今まさに求められようとしております。また、これを推進し、必要とされる補完機能である地域活動、とりわけボランティア活動といった多様な担い手による住民活動の実現が不可欠で、連携と協働の枠組みの上で初めて地方自治の確立があると考えられます。環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型社会の形成、だれもが快適に暮らせるまちの形成、これらを一括してとらえることで、活力あるまちづくりの実現が図られるものと確信をいたしております。

私はこのような視点に立って、人にやさしいまちづくりを目指し、特に、1として、「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産の次世代への伝承」、2として、「人にやさしい道づくり・駅づくり」、3として、「人にやさしく、ともに生きる福祉のまちづくり」、4として、「新しい制度への対応」、5として、「持続発展が可能な循環型社会の形成」を重点施策として、常に住民の視点に立った取り組みに全力を傾注してまいり所存であります。

続きまして、平成15年度予算の主要施策につきまして、総合計画の基本施策の柱に沿ってその考えを申し上げます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

住民一人ひとりの生き方が尊重され、さまざまな時代の変化に対応し得る社会づくりを目指し、人と人とのふれあいを大切にしながら、豊かな心のふれあいのあるまちづくりを進めます。

その1は、コミュニティづくりであります。

地域住民の福祉の増進と、地域コミュニティの育成を目指し、自治会活動の基盤である集会所の整備や住民活動を促進するため、自治会組織等へ助成や支援を図ってまいります。

住民の手づくりで、約7,000人も多数の方々が参加された「いかるがの里ふるさと秋祭り」は、参加者はもとより観光客にも十分に楽しんでいただきました。こうした住民の活動を大切にし、住民の手づくりの秋祭りが今後も引き継がれるよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスの運行につきましては、新年度も住民の公共施設の利用における利便性を高めるため、また、日常生活上の身近な交通機関として利用していただくため、引き続き運行してまいります。

その2は、人権・平和であります。

まず、人権施策の推進につきましては、人がいきいき輝くまち、人権が尊重されるまちの実現を図るため、人権教育のための国連10年・斑鳩町行動計画のもと、基本的人権を擁護し、人権意識の高揚を図り、お互いの人権を尊重し合う施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

次に、昨今の国際情勢を見ますと、非核平和への取り組みが国内外で叫ばれているところでもあります。「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、学校教育や地域での活動を通じて、世界遺産法隆寺を有するまちとして宣言の趣旨を積極的に推進してまいります。

その3は、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画社会推進事業につきましては、豊かで活力ある社会を築くため、男女の別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女と男が輝く未来計画の基本目標に向けて、総合的、計画的な施策の推進と、(仮称)男女共同参画社会推進条例の制定に向けて努力してまいる所存であります。

その4は、情報化社会への対応であります。

高度通信環境の基盤整備を今後の住民生活の質的向上と多角的な地域振興のための戦略的課題としてとらえ、個人情報保護に細心の注意を払いながら時代の展開に立ちおくれることなく意欲的に対応してまいります。

また、平成15年度から、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークの整備が始まります。これは、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることにより、各地方公共団体と国の各府省庁及び住民等との間の情報交換手段の確保のため基盤を整備するもので、本県においては本年10月を目途にシステムの構築を図ることとなっており、そのための施設整備に着手してまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

地域でふれあい、助け合い、交流しながら、生涯を通じて健康で健やかにすごせる、福祉、保健、医療がともに連携し、生きる喜びを分かち合うまちづくりを進めます。

その1は生涯福祉の充実であります。

まず地域福祉につきましては、だれもが温かいふれあいの中で自立した生活が送れるよう、地域ぐるみでの福祉活動を促進するとともに、ボランティア活動の支援や地域ケア体制の整備を図ってまいります。

また、住民の地域福祉の核として、社会福祉協議会の活動への支援も引き続き行い、さ

らなる住民福祉サービスの質の向上を図るため、平成15年度から2カ年計画で高齢者・障害者・子育てについて福祉サービス現況調査分析を行ってまいります。

なお、懸案となっております（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、斑鳩町の保健・福祉の拠点となる施設を目指しております。そうしたことから、この施設整備の基本的な考え方として、介護予防事業、子育て支援などの強化のため、保健センターを併設し、障害者の社会参加促進の施設も含め、特定者の利用施設とせず、広く町民に開かれた総合的なサービスが利用できる施設として整備を進めてまいります。

平成15年度におきましては、実施設計と用地の取得に着手してまいります。なお、用地は土地開発公社で対応してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。介護保険事業計画・老人保健福祉計画につきましては、介護保険運営協議会及び健康づくり推進協議会におきましてご審議いただき、種々ご意見を伺いながら見直しを行ってまいりました。このたび、今後の介護保険サービスの見込量や高齢者の保健福祉のあり方につきまして平成15年度を初年度とする平成19年度までの5カ年計画を取りまとめました。

この両計画に基づき、高齢者が住みなれた地域や家庭で少しでも自立し、健康で充実した生活がおくれるよう、介護保険制度の定着、サービスの利用促進を含め、介護保険サービスの円滑な実施に尽くすとともに、生活支援・介護予防、家族介護支援、生きがづくり、社会参加、健康づくり等、高齢者の保健福祉の充実に努めてまいります。

なお、介護保険料につきましては、高齢者の収入が伸びない状況の中、介護保険給付費準備基金を取り崩すことにより対応することとし、保険料の基準額は据え置きにいたします。

次に、障害者福祉についてであります。平成15年度から身体及び知的障害者福祉サービスのうち、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所及び施設入所等が、これまでの措置制度から支援費制度に変わります。この制度は、支援費支給の開始を決定された障害者の方が、自己の選択と契約によりサービスを受給する仕組みとなっております。この制度移行に伴い、知的障害者に関する相談・援助も市町村が中心となって実施していくこととなりました。このようなことから、町や利用者にとって障害者福祉制度は大きな変革期であります。県や関係機関と連携をとりながら、スムーズにサービスが提供できるよう各種の相談やホームヘルプサービス等の体制の充実に努めてまいります。

さらに、精神障害者の地域での生活と自立を促進するため、グループホームでの共同生

活を希望されます方に対し援助を行ってまいります。

次に、児童福祉についてであります。近年の社会経済情勢の変化に伴い、保育園の役割はますます重要となってきております。こうしたことから、子どもの保育需要の変化に対応するため、保育園に求められている多様な利用形態に注視しながら運営の充実を図るとともに、常に利用者の立場に視点を置きながら保育園の運営を行ってまいります。

さらに、放課後児童対策につきましても、親の就労形態の多様化に伴い、受け入れ児童も年々増加している状況となっております。このことから、昨年10月に斑鳩学童保育室につきまして同校内に移転拡充し、施設の充実を図るとともに児童の健全育成に努めているところであります。

また、平成14年度から新たに実施いたしました子育てサポーター養成講座につきましては、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、一人で子育てに悩んでおられる保護者の皆様を応援する子育てサポーターを養成する目的で開催いたしました。今後も養成講座を実施する中で、地域における子育て支援事業の核として活躍していただける人材を養成し、地域での子育て支援の充実に努めてまいります。

その2は、健康づくりの推進であります。

まず、健康づくり推進事業であります。住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため各種がん検診、基本健康診査、健康教育及び健康相談等の充実に努め、住民一人ひとりが自分の健康観に基づき、自分の意志で質の高い生活を得るために生活習慣を見直し、正しい情報や方法を選択でき実践できるよう支援してまいります。

斑鳩町においても、医療費が年々増加傾向を示しております。そうしたことから、現在、最終の取りまとめをいたしております「健康いかるが21」及び「健やか親子21」に医療費や保健事業の分析から明らかになった課題を反映させ、これからの健康づくり運動を地域住民と一体となって総合的かつ効果的に推進してまいります。

また、乳幼児・児童虐待が社会問題となっている状況の中、妊娠・出産に対する不安を軽減し、母親や父親が愛情を持って安心して子育てができる環境を醸成してまいりましたが、新年度より新たにブックスタート事業を開始し、乳児健診時に本の大切さや楽しさを伝えながら、適切な本を配布してまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

住民が、心豊かでいきいきとした日常生活がおくれ、次代を担う子どもたちが、豊かな感性や創造性、思いやりをもって成長できる地域社会、そうした中から、ふるさと斑鳩に

誇りと愛着を持ってだれもが輝き続けるまちづくりを進めます。

その1は生涯学習・スポーツの推進であります。

まず、生涯学習の振興を図るため、住民の多様なニーズに的確にこたえる推進体制の確立が必要であります。そのためには、学校、家庭、地域社会等と連携し、教育力の向上を図るとともに、生涯を通じて学習活動が行える機会の提供などの支援の強化に努めてまいります。また、生涯スポーツの振興につきましても、住民の健康づくりのため、地域住民のスポーツを通じた交流の場として、スポーツ施設の充実や活動機会の提供を推進してまいります。

さらに、生涯学習推進計画・生涯スポーツ振興計画の策定につきましては、現在、国が示しております複合型地域スポーツクラブの組織化を見据えた内容の検討が必要なことから、関係委員会において検討していただいているところであります。

次に、図書館の運営についてであります。昨年3月18日に、開館以来100万人目の利用者をお迎えしました。そして、図書館の核になります図書の貸し出し及び相談業務も、順調に推移しております。また、10月1日からホームページを開設し、約14万件の蔵書データを公開いたしました。引き続き、利用者のサービスの向上と蔵書の整備充実に取り組んでまいります。

その2は、教育・人づくりの充実であります。

青少年による非行の低年齢化、凶悪化等々が大きな社会問題としてクローズアップされて以来、長い時間が経過してきております。原因としましては、青少年の倫理観の欠如等いろいろ取り上げられてはおりますが、私はいつも申し上げておりますように、決して青少年だけに問題の根源があるわけではなく、私たち大人が真摯に直視し、私たち自身の問題として受けとめることが重要であります。保護者はもちろん、地域社会に生きる大人たちがみずからの役割と責任を自覚し、行動していくことも重要であります。

そうしたことから各学校・幼稚園において家庭教育学級を開催し、保護者とともに子どもたちの健全育成に取り組み、あわせまして青少年とともに社会に参加できる環境づくりを推進し、より充実した人間関係が作り上げられるような機会を提供してまいりたいと考えております。

その一方で、次世代を担っていく子どもたちが、豊かな感受性や創造性を身につけ、思いやりを持った人間に成長していくには、学校教育の役割は極めて重要なものであります。

さきに文部科学省がまとめた文部科学白書で、子どもたちの学習状況はおおむね良好としているものの、学習内容の理解、学ぶ習慣が身につけていない、自然体験・社会体験等、学びを支える体験が不足しているなどの問題点を挙げています。

昨年4月からの新学習指導要領は、ゆとりのなかで一人ひとりの子どもたちに、基礎基本を学び、みずから考え、みずから行動するといった「生きる力」を身につけさせていくことが重要な課題であるとしております。

このようなことから、「総合的な学習の時間」では、この「生きる力」の育成を目指すこととしている中で、各学校において教科の枠を超えた学習の充実を図ることができるよう、昨年に引き続き助成金による財政的支援をしております。また、小・中学校への町費講師派遣による人的支援を引き続き行うことにより、教科指導の充実や障害児教育の充実を図っております。不登校をはじめとする、教室での授業に入り込めない児童生徒への指導等につきましても、「スクールカウンセラー」や「心の教育相談員」の設置によりまして、教育現場への支援を行っております。

さらに、教育環境の整備につきましても、心の豊かさが育まれるよう、安全管理面にも十分配慮を行いながら、その整備に努めてまいります。

その3は、地域文化の保存と創造であります。

当町に現存する文化財の保護は、私たちに課せられた責務の一つであります。こうした文化財の保全・継承を図るため、昨年に引き続き法輪寺における発掘調査を行い、その全容について明らかにしてまいります。

また、こうした文化財を広く住民に周知し、住民一人ひとりが文化財を守り伝えていくという意識を醸成することも必要なことでもあります。

そうしたことから、歴史後援会や学習会などを通じて、文化財の周知、啓発にも努めてまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳及び史跡中宮寺跡の整備についてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、史跡地内の公有化が完了したことから、平成8年に策定いたしました整備基本計画の見直しを行い、藤ノ木古墳の整備を行っております。

平成15年度は、宝積寺跡と推定される南側広場部分と昨年公有化した部分の発掘調査を、橿原考古学研究所と合同で夏ごろから実施する計画で、関係機関と協議を進めております。

また、墳丘や石室の整備につきましては、現在実施しております石室動態測定調査の結果を踏まえ、具体的な整備手法を整備検討委員会におきまして検討していただき、その結果をもとに、平成19年度には史跡地内の整備を完了することを目標に努力してまいります。

次に、史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成11年度に国史跡の追加指定を受けるための地元説明会を開催し、土地所有者の方々に一定のご理解を得て、平成13年に追加指定を受けましたことから、平成15年度から3カ年の計画で史跡地内の公有化を図ってまいります。同史跡は飛鳥時代創建の寺院として貴重な遺跡でありますことから、史跡の保存と活用を目的とした史跡公園として整備してまいります。

また、平成15年12月には、法隆寺地域の仏教建造物が、姫路城とともに日本で最初にユネスコの世界文化遺産に登録されてから10周年の記念の年を迎えますことから、斑鳩の里が持つ歴史、文化資源を再認識する契機として、斑鳩の里からメッセージを発信するため、奈良県、法隆寺及びマスコミなどの関係機関の協力を得ながら、シンポジウムを開催してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

いかるがホールも、開館以来、順調に利用者が増加しており、住民の文化活動の拠点として地域文化の創造に大きく寄与しているものと自負しております。

今後とも地域文化創造の拠点施設として、住民ニーズに応じて幅広い事業展開を行ってまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

豊かな歴史的文化をはじめとする斑鳩の里の特性を活かし、快適な都市空間、都市機能を高め、やすらぎと潤いのある暮らしが実現できるまちづくりを進めます。

その1は、市街地、住環境の整備であります。

斑鳩の里が持つ自然環境や歴史的景観などを保全、活用し、地域特性を活かした個性的で潤いのある魅力的なまちづくりを進めます。

歴史的な道筋として整備を進めております西里地区の法隆寺・藤ノ木線の整備であります。残区間の電線共同溝整備工事と沿道の公園整備を進め、世界文化遺産法隆寺の近傍の歴史的な景観保全及び当地の住環境の保全を図ってまいります。

次に、計画的な市街地・良好な住宅地形成についてであります。地権者による農住組合が進められております服部地区土地区画整理事業につきましては、来春までには完成される

運びとなり、快適な都市機能を備えた良好な住宅地整備として、町内他地域への波及効果等を期待しているところであります。

次に、町の玄関口としてのＪＲ法隆寺駅前の整備につきましては、昨年、法隆寺駅周辺の道路整備を含む駅舎の整備につきましての整備方針を明らかにするため、基本構想策定調査を実施してきたところであります。法隆寺駅舎については、種々整備手法を検討した結果、橋上駅舎が最善の手法であるとの結論になり、町といたしましては、本年度におきましてＪＲとの基本設計協定を締結する中で、橋上駅舎として自由通路や駅舎のバリアフリー化などの具体的な基本設計に着手していく予定であります。

なお、周辺アクセス道路の改善や確保についても、駅構内における線路の配線変更のいかんによっては道路整備にも反映できることから、引き続きＪＲと配線変更協議等を行い、早急に駅周辺道路の整備計画を取りまとめてまいります。

いずれにいたしましても、町としてＪＲ法隆寺駅周辺のアクセス道路の確保による歩行者の交通安全対策や駅舎等バリアフリー化への住民ニーズがますます増大していることを十分念頭に据えながら、人にやさしい道づくり、駅づくりの早期実現に向け努力してまいります。

なお、新家地区の土地区画整理事業につきましては、都市計画の線引きの見直し時期等を考える中では、一定のご判断をしていただく時期にあるのではないかと考えておりますが、当地区がＪＲ法隆寺駅周辺整備と深く関連することも考えあわせながら必要な調整を進めてまいります。

その２は、道路・交通体系の整備であります。

都市の骨格を形成する幹線道路網の計画的な整備は、都市の発展とゆとりのある生活環境の創造に不可欠であることから、安全性や快適性に配慮した、人にやさしい道づくりを進めてまいります。

都市計画道路の整備についてであります。

まず、いかるがパークウェイの整備につきまして申し上げたいと存じます。

小吉田モデル区間４００メートルにつきまして、現在施工中の基盤整備工事が本年３月末をもって完了する見込みとなり、道路形態等形が見えてきているところであります。国土交通省におきましては、現在の工事に引き続いて道路本体の舗装や歩道、植栽等の整備工事に着手されることから、平成１５年度中には完成できる見込みとなっております。これもひとえに今日までの議員皆様をはじめ関係各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝し

ているところであります。

このように、モデル区間整備については一定のめどがついたわけではありますが、町といたしましては、事業をさらに延伸していくことが今課せられた最重要課題であると考えており、モデル区間の整備と並行して、他の区間への延伸要望等につきまして国土交通省への働きかけに努め、住民の皆様のご理解を得ながら総力を挙げて事業推進に取り組んでまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線につきましては、一部区間で道路築造工事を実施し、一定の進捗はみているものの、用地取得が思うように進まない状況ではありますが、今後とも引き続いてご理解を得られるよう、残りの用地交渉を行い、予定区間の早期完成に努力してまいります。なお、平成15年度においては、先ほど申し上げましたように、小吉田地区におけるパークウェイモデル区間の完成のめどがついたこと、また、服部土地区画整理事業が平成15年度中に完成の予定でありますことから、それぞれの地区に関連する法隆寺線について歩調をあわせて整備を進めてまいります。

次に、町道の整備についてであります。町道整備5カ年整備計画に基づき、着実な推進に努めますとともに、国・県道の整備につきましても、積極的に国・県に対して働きかけてまいります。

特に、県道天理・斑鳩線の進捗状況についてであります。阿波2丁目地内で道路拡幅計画のため用地取得された約200メートル区間の道路改良工事が12月で完了し、車両及び歩行者の安全が確保されたところであります。今後は、農地区間の事業化に向けて県と協議を行い、町としては県と地元関係者等との調整を図るなど、県と十分協議を行いながら事業の促進に努力してまいります。

その3は、風景・景観の形成であります。

歴史的な街並みの保全など、斑鳩らしい風景・景観の形成の取り組みとしまして、従来から推進し、定着してまいりました法隆寺、法起寺、法輪寺周辺における景観作物としてのコスモス栽培を引き続き奨励し、地域特性を活かした斑鳩らしい風景、景観の創出に努めてまいります。

第5の柱は安全で快適なまちづくりであります。

自然環境を保全し、環境への負荷の少ない都市づくりなど、環境共生型社会の構築に向け、住民との協働による環境にやさしく環境に配慮したまちづくりを進めます。また、安全で災害に強いまちを目指し、総合的な防災、消防体制の充実や危機管理体制の充実を図

ってまいります。

その1は、環境保全の推進であります。

環境問題、特に地球規模での温暖化防止のため京都議定書に基づき、各国では、国や民間が一体となって、その目標達成に向けた取り組みを行っております。我が国におきましては、地球温暖化対策推進大綱を基礎として、政府、民間が一体となり、その達成を目指しております。斑鳩町も当然その一員として、積極的にその役割を担うべきであると考えております。

さて、我が国の環境問題を振り返りますとき、高度成長期までの産業型公害などを中心としたものから、都市生活型公害や廃棄物問題、地球環境問題などのように日常生活に起因するものへと変化してまいりました。

日常生活そのものが環境負荷の原因となっている今日、環境問題を解決していくためには、私たちの生活様式を見直すとともに、みずからの生活と環境とのかかわりについて認識を深め、身近な取り組みを積み重ねることが必要であると考えております。

そのような中、本町では、行政が率先して地球環境の保全と創造に先導的な役割を担うため、平成14年度中にISO14001認証取得に取り組んだところであります。今後は、ISOの基本理念に基づき、行政みずからが環境マネジメントシステムによる環境負荷低減、環境配慮行動などの取り組みを行いつつ、これらが住民や事業者の方々にも浸透するような家庭版ISOの実施、環境問題学習会や環境教室などの開催、環境保全推進委員の活動に対しましての支援の充実などの施策を実施することにより、人と自然が共生し、かつ環境に対して負荷の少ない持続可能なまちづくりの実現に努力してまいります。

次に、ごみ問題であります。ごみ処理有料化の導入を契機に住民の皆様のごみ問題に対する意識は高まってきていると考えております。そのような気運が一過性のものに止まらないよう、あらゆるリサイクル方法及びごみ減量化手法を研究し、循環型社会の構築・推進に向け積極的に取り組むとともに、ステーション方式の導入などごみ収集体制の効率化、迅速化に努めてまいります。

また、衛生処理場をはじめとする廃棄物処理施設の必要な改修を行うことにより、施設の延命化を図り、適切な維持管理を行い、良好な稼働環境の維持に努めてまいります。

その2は、防災・防犯であります。

災害に強い、安全で安心して暮らせるまちを目指して、防犯体制の充実や災害の未然防止と拡大防止に向けた対策を推進してまいります。

まず、施設等の整備であります。新年度におきましては、第1分団の消防ポンプ車の更新を行うことにより、消防力の万全を期するとともに、消防水利弱点地域において防火水槽の新設等、より一層の消防施設の充実強化を図ってまいります。

次に、防災訓練についてであります。広域的な防災関係機関等との連携体制の確立を図るため、生駒郡4町が合同で行う第2回目の総合防災訓練を実施する予定であります。また、昨年に引き続き、災害時における地域での災害応急対策ができるよう、住民主体で行う実践型の地区別防災訓練も行ってまいります。さらに、私設消防団育成のための支援を行うなど、住民の自主防災意識の向上と関係機関相互の連携強化を図ってまいります。

また、犯罪を未然に防ぐため、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き行っていくなど、より一層の自主防犯体制の推進にも努めてまいります。

次に、浸水対策についてであります。本町を流れる河川のうち富雄川及び三代川は、未改修河川でありますことから、豪雨ともなりますと地域住民の方々に、大きな不安と被害をもたらしてきたところであります。今日まで、県に対し、早期改修の要望・陳情を行ってきたところであり、今後も引き続きお願いしてまいります。

また、三代川改修計画の進捗状況についてであります。昨年末から、地権者及び居住者の方々に個別訪問を行いました。家屋調査が完了した8戸分の調査結果及び敷地未確定等の作業につきましての現状報告と、平成15年度からは、条件等の資料が整った方から交渉に入りたい旨もあわせてご説明に伺ったところであります。町といたしましては、今後も引き続き地元関係者と県との調整役として、事業の促進に努力してまいります。

その3は、上・下水道の整備であります。

まず、上水道についてであります。安全な水道水の供給を基本に、第1浄水場及び石綿セメント管などの老朽管更新事業など計画的な施設整備に努めているところであります。今後、給水収益の増加は見込めない厳しい経営状況の中、施設整備には多大の投資が必要であることから、有利な財源を活用しながら一層の健全経営に努めてまいります。

次に、下水道整備についてであります。県の流域下水道・竜田川幹線工事は順調に進捗しており、本町の稲葉車瀬から浄化センターまでは、平成16年度中に幹線工事が完成する予定であります。これにより当町におきましては、平成17年度には供用開始ができるものと考え、平成14年12月議会におきまして、議員皆様のご理解を賜り、下水道条例等を制定したところであります。そのようなことから、今後は、公共下水道の整備が完了している区域の皆様に対し、ご理解とご協力を得るための啓発を積極的に進めてまいりた

いと考えております。また、さきにも申し上げましたように、供用開始のめどがついた状況から、一日でも早く町内の計画区域全域に公共下水道が普及できるように財政計画とも整合を図りながら鋭意整備を推進してまいります。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

斑鳩の里の自然、歴史、文化資源などの特性を活かし、活力あるまちづくりを進めます。

その1は、農業の振興であります。

近年の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化、担い手不足など厳しいものがあります。こうした状況を踏まえ、町といたしましても、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、安定的な農業経営の育成に向けて農道、用排水路など土地基盤の整備を推進してまいります。

また、国におきましては、生産調整の抜本的改革の方向を示した「米政策改革大綱」が決まり、新たな米政策が進められようとしておりますが、そうした中で、消費者との交流や商業、観光とも連携した朝市の開催や農業体験農園等の充実に努めてまいります。

その2は、商工業の振興であります。

景気の動向が不透明な中、商工業活動の活性化と地域経済の振興を図るため、商工会との連携に努めるとともに、商業実態調査を踏まえ、地域産業の振興、観光振興も視野に入れながら、集客魅力のある地元商業の活性化につきましての総合的な計画を策定してまいります。

その3は、観光の振興であります。

近年の観光ニーズの質的变化に伴い、家族や友人同士など小グループによる散策型観光の割合が増加傾向にあります。そのために、法隆寺周辺だけでなく、全町域に埋もれている歴史・文化資源や豊かな自然を活かした散策型・回遊型観光への誘導を図るため、iセンターを拠点として当町の観光情報を広く発信してまいります。また、県やJR、関係団体と連携し、効果的なPRを行ってまいります。

また、斑鳩固有の自然、歴史、文化環境を活かし、地域の産業やまちづくりと連携した地域の活性化につながる新しい観光のあり方を確立するための指針となる、総合的な観光振興計画を策定してまいります。

最後に、行政運営に関する施策につきまして申し上げます。

まだ、第3次行政改革大綱についてであります。

昨年12月19日に行政改革推進委員会より答申をいただいたところであります。今後、町といたしましては、答申の意図するところを十分留意し、実施計画を策定してまいる所存であります。

また、事務事業評価制度の導入につきましては、平成12年度から14年度までを試行期間と位置づけ、実効性の高いシステムの確立に向け取り組んでまいったところでありますが、いまだ評価システムとして完全に確立したとはいえず、平成14年度に引き続き、一部の事務事業につきまして、さらに試行を重ねながら、住民に公表できるシステムを目指してまいります。

次に、住民サービスの向上として、竜田郵便局、法隆寺郵便局、興留郵便局の3局で住民票や印鑑証明書等の証明書交付を行い、郵便局と町が連携した新たな住民サービスに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の資質向上についてであります。

真に国民本位の行政の実現を図ることを基本理念として掲げ、国民の立場から公務員制度を抜本的に改革することとした公務員改革制度について、大綱が政府において策定されました。この大綱では、国及び地方公務員について、平成18年度をめどに、能力等級制度の導入、能力、職責、業績を反映した新給与制度の確立、能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入等、新たな制度に移行することとされています。

本町におきましても、こうした国の動向を注視しながら、人事制度の研究、検討を深め、公務員制度改革に備えた準備を進めてまいる所存であります。

最後に、最大の懸案であります市町村合併をめぐる今後の対応について申し上げたいと存じます。

合併問題につきましては、去る2月4日の臨時議会において、活発な議論を賜ります中、広域7町の枠組みによります地方自治法及び合併特例法に基づく法定協議会の設置につき議決を賜りました。しかしながら、ご承知のように、平群、上牧両町においては継続審議となりましたことから、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

私といたしましては、行政・議会・住民が同じ土俵にのった法定合併協議会での議論がまずもって重要であると考えております。そのためには、何よりもまず、多くの課題や問題を含む合併に関する議論と理解の熟度を高めていくことが重要と考えます。私はこうした考えに立って、幅広い、また深まりのある真に斑鳩町の将来を見据えた真剣な議論を展開することにより、住民の視点からの本町のより望ましい将来の姿を展望する中で、合併

の是非を含めた合併問題の帰趨について見極めてまいる所存であります。そうした中で、時期を見極めて、直接住民の意向を確認する必要があると考えております。

以上、平成15年度に臨みます、私の所信とさせていただきますが、平常心の中にも、内なる燃える思いを常にいだき、斑鳩の将来に誤りのない道筋をつけられるよう、探究をいたしてまいる所存であります。どうか議員皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 午前11時30分まで休憩いたします。

（午前11時18分 休憩）

---

（午前11時34分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、日程7、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程14、議案第10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程15、議案第11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程16、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、日程17、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程18、議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程19、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程20、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算について、日程21、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程22、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程23、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程24、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程25、

議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程26、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程28、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程29、認定第1号 町道認定について、日程30、同意第1号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程31、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程32、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程33、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程34、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程35、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程36、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、日程37、報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程38、報告第3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上、32議案を一括上程いたします。

これより、本定例会に付議されました32議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

現行では国民健康保険に係る事務のうち、保険証の交付と医療費等の支払い等の事務は健康推進課で執行し、保険税の賦課徴収事務は税務課で執行しておりますが、国民健康保険に係る事務を効率的、総括的に行うため、保険税の賦課徴収事務を健康推進課に移管する一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

近年、社会経済情勢が低迷を続ける中、多くの民間企業で給与抑制措置が講じられるなど、極めて厳しい民間企業の給与の実態を反映して、公務員給与の引き下げが行われたところであります。このようなことを踏まえて、現下の特別職の報酬等につきましては平成10年4月より現行報酬額に改正されて4年半が経過してきており、今回、再検討の必要

があるのではないかと考え、平成14年11月25日に町議会議員の報酬並びに町長、助役及び収入役の給料の適正な額等について斑鳩町特別職報酬等審議会へ諮問を行いました。審議会では、3回にわたり慎重なご審議を重ねられ、去る1月17日に、報酬及び給料が現行額より引き下げとなる内容の答申をいただいたところであります。

そこで、審議会からいただきました答申を尊重することとし、その答申に基づきまして、今回、町議会議員の報酬額の改定を行うものであり、また、その他の非常勤の特別職の報酬につきましても、その改定に準じた率での報酬額の引き下げの改定をお願いするものであり、議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、国の特別職の期末手当の支給率が平成15年度から改正されることに伴い、当町の町議会議員の期末手当の支給率等につきましても国の特別職の支給率に準じて改正を行うものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第4号と同じく斑鳩町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、助役及び収入役の給料月額について引き下げを行う改正をするもので、また、期末手当についても国の特別職に準じた支給率とするための改正を行うものであります。

次に、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

町三役の給料月額の改定に準じて、教育長の給料月額についても引き下げる改正を行うものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、平成15年8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働が実施されることにより、住民票の写しの広域交付及び住民基本台帳カードの交付について手数料を徴収するため所要の改正を行うものであり、また、戸籍の附票の写しの交付手数料についても改正されたことに伴い、当条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律が平成14年11月29日に公布されたことに伴い、当条例第2条中助成要件を規定している母子及び寡婦福祉法「第5条」を

「第6条」に改め、平成15年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料につきましては3年ごとに見直すことになっておりますため、平成15年度から平成17年度の保険料率は、据え置くことを定めるための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が平成15年1月1日から施行されたことに伴い、企業職員の給与についても、一般職の町職員との整合を図り、本年度から特例一時金の廃止及び平成15年度から3月期の期末手当の廃止を行うため、当条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の小規模貯水槽水道の衛生管理につきましては、法の規制がなく、設置者の管理に委ねられておりますが、貯水槽水道の適切な管理を促し、より実効性のある仕組みをつくるよう水道法が改正されたことにより、水の供給者である水道事業管理者と設置者双方の責任に関する事項を定め、利用者に安心して使用していただけるよう、当条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,370万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億9,244万8,000円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず、歳入予算の補正についてであります。

第10款 分担金及び負担金、第1項分担金では、高安農道に係る土地改良事業費分担金で273万1,000円の増額補正であります。

第12款 国庫支出金、第2項国庫補助金では、駒塚古墳の発掘調査費に係る文化財発掘事業費補助金で50万円の減額補正であります。

第13款 県支出金、第2項県補助金では、県単独土地改良事業費補助金で243万9,000円の減額補正、文化財発掘調査費補助金では25万円の減額補正であります。

第14款 財産収入、第1項財産運用収入では、各基金利子の確定により83万4,0

00円の増額補正であります。

第15款 寄附金では、文化振興基金としてご寄附いただきました50万円、及び公共施設整備事業協力金1,162万1,000円を増額補正するものであります。

第19款 町債では、衛生債で、集会所用地購入について、資金手当として計上していた3,620万円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

第2款 総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で職員の退職に伴う退職手当組合負担金3,377万7,000円の増額、第5目財産管理費で各基金の利子確定、及び公共施設整備事業協力金の受け入れに伴う積立金1,219万6,000円の増額、第6目企画費で、寄附金の受け入れに伴う積立金50万円の増額補正であります。

第3款 民生費、第1項社会福祉費、第3目老人福祉費では、福祉基金利子の確定により、予算額を変更することなく財源振替を行うものであります。

第4款 衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費では、町債の減額に伴い予算額を変更することなく財源振替を行うものであります。

第5款 農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、高安農道に係る歳入補正に伴い、予算額を変更することなく財源振替を行うものであります。

第7款 土木費、第4項都市計画費では、第2目公共下水道費で、国の補正予算を受けて実施する事業費の追加等に伴う下水道事業特別会計繰出金700万円の増額補正、第7目景観保全対策事業費では、法隆寺・藤ノ木線に係る用地購入費600万円の減額補正であります。

第9款 教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、駒塚古墳の発掘調査関連工事に係る事業費100万円の減額補正と、藤ノ木古墳整備基金の利子確定により、積立金で2万8,000円の増額補正であり、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の確定により、予算額を変更することなく財源振替を行うものであります。

第11款 公債費では、町債利子償還額の確定に伴い、1,261万7,000円の減額補正であります。

第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として5,758万7,000円の組み替えを行うものであります。

なお、繰越明許費の補正では、衛生処理場周辺対策事業で123万5,000円、法隆

寺線整備事業で1億8,280万円の追加と、法隆寺・藤ノ木線整備事業で、限度額の変更に係る補正を行うものであります。

次に、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,966万9,000円とするものであります。

その補正の内容であります。財政調整基金に係る利子の受け入れと、老人保健拠出金の保険者負担増に伴う補正であります。

まず、歳入では、国庫負担金で70万9,000円、財産運用収入では2万円の増額であります。

歳出につきましては、総務管理費で積立金2万円と老人保健拠出金で175万5,000円の増額、予備費で104万6,000円の減額補正を行うものであります。

次に、議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,132万3,000円とするものであります。

その補正の主な内容であります。国の経済対策であります補正予算を受けることにより、事業を執行するための増額であります。

なお、工事及び上水道移設補償、測量設計委託業務について事業を執行いたしますが、年度内に完了できる見込みがないため、工事請負費で3,720万円、委託費で4,000万円、補償補てん費で230万円、合計7,950万円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,393万3,000円とするものであります。

これは介護保険給付費準備基金の運用益の増に伴い、その運用益を特別会計に歳入し、介護保険準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成15年度一般会計の予算総額は、83億8,000万円を計上いたしました。前年

度と比較して、1.2%、1億円の減額であります。

それでは、その内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

歳入総額の約34%と大きな割合を占めます町税は、現下の厳しい経済情勢の影響を受け、個人住民税の減少及び地価の下落や評価替えによる家屋減価に伴う固定資産税の減少により、前年度と比較して、5.3%減少の28億3,840万1,000円の計上となっております。平成2年度決算額とほぼ同程度の額まで落ち込んでおります。

次に、地方交付税をはじめ、地方譲与税、各種交付金につきましては、地方財政計画に基づく算定額を計上したものでありますが、前年度と比較して、地方交付税で3,450万円、利子割交付金で2,490万円など、合計で5,550万円の減額となり、国、県の厳しい財政事情を反映した中で計上したものであります。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの対象事務事業に見合った額を計上しております。特に、本年度は、障害者支援費制度の開始に伴う国・県支出金の増額、緊急地域雇用創出事業に対する県補助金、知事、県議会議員選挙事務経費に対する県委託金を計上いたしております。

繰入金につきましては、前年度と比較して、2億4,980万円の減額となっておりますが、これは、後年度における財政需要を勘案して、本年度は財源調整を行うための基金の取り崩しを行うことなく、予算編成を行ったことによるものであります。

最後に、町債につきましては、11億2,380万円と前年度と比較して、2億7,380万円を増額しております。これは地方交付税の減収分に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債を増額したものであります。

以上、一般会計歳入予算の主な内訳についてのご説明とさせていただきます。

次に、歳出予算につきまして、各款ごとに、できるだけ先ほどの施政方針と重複しないよう、順次、その内容についてご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、1億2,020万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して、597万9,000円、5.2%の増となっております。

議員各位には、増大する住民ニーズにこたえるべく、多岐にわたり活発な議会活動を日々行っていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、総務費につきましては、10億5,643万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、4,214万7,000円、3.8%の減となっております。

平成15年12月には、「法隆寺地域の仏教建造物」が、「姫路城」とともに国内で最初

にユネスコの世界遺産に登録されてから10周年の記念の年を迎えます。世界遺産を保護・保全することは、私たちの責務であります。世界遺産リストに登録されることがゴールではなく、そこからが保護・保全のためのスタートでもあります。こうした、世界遺産に登録された意義や理念を正しく理解しながら、私たち、一人ひとりがどうかかわるべきか考える機会づくりとして、奈良県、法隆寺、ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所及びマスコミ等の協力を得てシンポジウムを開催いたします。

男女共同参画社会の推進につきましては、昨年5月より毎月2回実施いたしております女性総合相談は毎回相談があり引き続き実施するとともに、男女共同参画社会づくりセミナーも引き続き行ってまいります。また、(仮称)男女共同参画社会推進条例の制定につきましては、男女共同参画社会推進委員会及び担当常任委員会にご相談申し上げながら、条例制定に向けた取り組みを行ってまいります。

第3次行政改革大綱の策定につきましては、昨年12月19日に行政改革推進委員会から答申をいただき、現在、大綱の実現に向けて各部課で協議しながら実施計画の策定作業中であります。その策定に当たっては、行政の視点のみならず多様な見地から幅広い検討を加え、地方分権や住民ニーズの多様化等の新たな時代の要請にこたえられる行政運営を適切に行えるものとしてと考えております。また、新たな行政改革の手法として、事務事業評価につきましては、住民にわかりやすい形で公表できるよう創意工夫してまいります。さらに、貸借対照表につきましても引き続き作成し公表するとともに、昨年に各公共施設における行政コスト計算表を試行的に作成いたしました。これにつきましても公表を前提として調査研究に努めてまいります。

次に、情報化への対応では、まず、国、地方において重点的に取り組むべき施策とされている、電子政府、電子自治体の構築に向けた総合行政ネットワークの整備についてであります。

総合行政ネットワークは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図り、将来的には国の各府省、各地方公共団体及び住民等との間の情報交換手段の確保を図る基盤として整備を行うもので、平成15年度末までにすべての公共団体における接続を行うものであります。また、このように、公文書の電子文書化が図られることから、これらの文書の目録の作成や保存、文書検索などの適正な管理を行い、文書事務の効率化を図るとともに、インターネットにより文書目録を公開するシステムの構築を図る経費を計上いたし

ております。

また、これらの基盤整備とあわせまして、住民サービスの向上や行政事務の効率化につながる事業を着実に推進するため、昨年度より取り組んでおります地域情報化計画は、平成15年度末には策定を行いたいと考えております。

さらに、ホームページの内容の充実につきましては、年々その接続がふえており、利用者の利便性の向上を目指しホームページのリニューアルを行い、各種申請書関係の取り出しといったサービス内容の充実をはじめ、より迅速な情報発信を行うための仕組みづくりを行い、町政情報の発信力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、文化振興につきましては、いかるがホールが開館して6年目を迎えますが、その間、文化芸術活動への参加や創作などの機会づくりに努めてまいりました。クラシックから現代音楽や演劇などを通して住民の文化意識の向上を図るため、住民で結成された劇団、コーラス、楽団等のグループを育成、それぞれが自主公演を行えるまでに成長しております。本年度におきましては、小学生を対象に金管バンド講座と生け花講座を開設し、一層の地域文化・芸術の充実を目指したいと考えております。

また、伝統文化の継承につきましては、能楽「金剛流」の発祥の地としまして、顕彰碑の建立や観月祭の開催等を行ってきたところでありますが、能楽「金剛流」の源流であります猿楽「坂戸座」につきましても、大和猿楽の発祥の地であります県内自治体との共催により、(仮称)大和猿楽サミットを開催し、永く継承してまいりたいと考えており、その開催に要する経費を計上いたしております。

次に、入札の執行についてであります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札や契約に関する過程の公表による透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底等その適正な執行に努めているところであります。今後においても、他の事例も参考にしながら一層の適正化に努めたいと考えております。

次に、人材の育成であります。地方自治の新時代を迎え、高度化、多様化する住民ニーズにこたえ、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るためには、職員のより一層の資質向上を図ることが必要であります。そのため、斑鳩町職員研修計画に準じて職員研修を行うことにより、職員の自己啓発による能力開発の推進を図り、人材の育成に努めてまいります。

次に、戸籍住民基本台帳費では、昨年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、住民の皆様には11桁の住民票コードを通知いたしました。

平成15年8月25日からは、新たに住民票の写しの広域交付や転入転出の特例処理、また希望する方への住民基本台帳カードの交付が予定されております。個人情報保護に万全を尽くしながら、住民基本台帳ネットワークシステムを運用し、住民負担の軽減や住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、戸籍事務につきましても、迅速化・適正化を図るため、戸籍コンピュータ化作業を進めてまいりましたが、本年2月1日に法務大臣の指定を受け戸籍総合システムを稼働しているところであります。

また、住民サービスの向上として、竜田郵便局、法隆寺郵便局、興留郵便局の3郵便局で住民票や印鑑証明書等の交付を行い、郵便局と町が連携した新たな住民サービスに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、選挙費についてであります。選挙管理委員会の運営に係ります経費の計上のほか、平成15年度は統一地方選挙として、4月に奈良県議会議員選挙、町議会議員選挙の執行が予定されており、また、秋には奈良県知事選挙も執行予定でありますことから、これらに要します経費を計上いたしております。

次に、民生費につきましては、16億2,401万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億4,549万9,000円、9.8%の増となっております。

まず、懸案であります(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、その考え方を施政方針で申し述べましたとおりであります。建設予定用地の取得費用につきましては土地開発公社で対応し、建物の設計費用等を一般会計で計上いたしております。

地域福祉の充実につきましては、だれもが安心して生活できるまちづくりを目指し、さらなる住民福祉サービスの質の向上を図るため、平成15年度から2カ年計画で高齢者・障害者・子育てについての福祉サービス現況調査の分析を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き対象者の把握及び周知に努め、既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図るとともに、ふえ続ける一人暮らし高齢者等の対策として、緊急通報システムの改善を行い、利用者の利便性を図ることといたしております。また、介護保険事業計画・老人保健福祉計画の見直しに伴い、高齢者ガイドブックの改訂を行うことといたしております。

また、介護保険事業特別会計に対する繰出金としまして、介護給付費の12.5%に相当する分、及び人件費・事務費分を計上いたしました。

介護保険制度の導入から3年が経過し、今後の介護保険サービスの見込量や高齢者の保

健福祉のあり方などに係る平成15年度から平成19年度までの5カ年計画を取りまとめました。本年度は「介護保険事業計画・老人保健福祉計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域や家庭で少しでも自立し、健康で充実した生活がおくれるよう、介護保険制度の定着、サービスの利用促進を含め、介護保険サービスの円滑な実施に尽力してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。平成15年4月より、身体障害者及び知的障害者に対するサービスの一部がこれまでの措置制度から支援費制度に移行します。該当となるサービスはホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所、知的障害者のグループホーム支援及び施設入所等で、障害者がみずからサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約を行い、サービスを利用する仕組みとなります。この制度の移行に伴い、知的障害者に対する相談・援助等も町が中心となり実施することとなりました。

障害者政策の大きな転換期を迎え、関係機関と連携をとりながら、利用者への情報提供・利用のあっせん及び調整や相談等、制度の円滑な実施を行えるよう支援体制の整備に努めてまいります。

また、平成14年度からは、精神障害者福祉事務が県から移管され、ホームヘルプサービス、短期入所を実施いたしました。平成15年4月からは、地域のグループホームにおいて共同生活を営む精神障害者に対し、自立生活の援助を行い、精神障害者の福祉の増進を図ってまいります。

また、障害者が地域で活動する拠点としての2つの福祉作業所の運営につきましては、福祉作業所との連携に努め障害者が常に快適な活動ができるよう配慮しており、活動の充実を図るため調理室の改修費用を計上いたしております。

次に、児童福祉についてであります。近年の社会経済情勢の変化に伴い、保育園の役割はますます重要となっており、その利用ニーズも長時間保育・一時的保育・管外保育等多様になっております。そうしたことから、常に利用者の立場に視点を置きながら保育園の運営に心がけ、子どもの健やかな成長を願っているところであります。

特に管外保育につきましては、その制度が定着し年々増加の傾向であり、それに対応する経費を計上いたしております。

また、子育てサポーター養成講座につきましては、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、ひとりで子育てに悩んでおられる保護者の皆様を応援する子育てサポーターを養成する目的で、本年度も引き続き養成講座を実施してまいり、地域における子育て支援事業の核として活躍する人材を養成し、地域での子育て支援の充実に努めてまいります。

。

また、乳幼児、母子、障害者、高齢者等の福祉医療につきましては、それぞれその必要な経費を計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、10億8,605万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して、7,068万9,000円、6.1%の減となっております。

まず、環境対策であります。環境問題に対する意識の高揚と環境問題を正しく認識していただくため、行政の出前講座として、全自治会を対象に第3回環境問題学習会を平成13年度から実施いたしております。引き続き実施し、世界的に問題となっております地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球的規模の環境問題について「今、私たちが取り組まなければならない」という共通の認識を持っていただくため、自分たちでできる環境に配慮した生活の方法等を説明し、次世代に斑鳩町の素晴らしい自然環境と生活環境を引き継ぐ努力をしてまいります。

次に、平成14年度中に役場庁舎と保健センターにおいてISO14001認証取得を職員一丸となって取り組んだところでありますが、今後もISOの基本理念に基づいて町が行う事務事業、庁舎管理において、省エネルギー、省資源、ごみの減量・リサイクル等に役場みずからが率先して取り組んでまいります。

また、斑鳩町環境保全条例に基づき、町民、事業者、町が一体となって、人と自然が共生し、かつ環境に対して負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進めてまいります

。

そのため、家庭での取り組みは重要だと考えており、住民一人ひとりの具体的な行動を進める必要があることから、新たに「家庭版環境ISO」に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理につきましては、住民皆様のご理解とご協力をいただき、順調にごみ減量化・資源化が進んでおります。今後は、ごみ減量化・資源化をどう継続させていくかが大きな課題であると考えております。

住民皆様に物や限りある資源を大切に、循環型社会の形成に向けて常に認識をしていただくことが、より一層のごみ減量化につながると考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

このため、保健センター前に設置しております発券式空缶回収機を西公民館、東公民館に増設して利用しやすい環境を整えまして、空缶のリサイクルを進めることにより、リサイクル意識向上、啓発に努めてまいります。

さらに、小・中学校の生ごみ処理機導入に続き、保育園、保健センターにも設置し、公共施設で発生する生ごみの減量化を進め、役場みずからが率先してごみ減量化に取り組むことにより、町民、事業者の方々のごみ減量化に対する意識向上を一層推進してまいりたいと考えております。

また、埋立処理を行っておりますビニールごみにつきましても、そのリサイクルの方法の研究を進めてまいりますが、その中でトレイの減容機を設置いたしまして、そのリサイクル処理の効率化を図ってまいります。

なお、衛生処理場及び鳩水園等の各施設につきましては、周辺の住民皆様のご理解とご協力を得ながら周辺環境に十分配慮して適正な管理運営を行っているところでありますが、今後も各施設の適正な維持管理を行うための必要な補修費を計上いたしております。

次に、健康づくり推進事業であります。住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため各種がん検診、基本健康診査等の受診率の向上に努め、健康教育及び健康相談等の充実を図ってまいります。住民一人ひとりが自分の健康観に基づき、自分の意志で質の高い生活をうるために生活習慣を見直し、正しい情報や方法を選択でき実践できるよう「健康いかるが21」に沿って、地域住民と一体となって総合的かつ効果的に推進してまいります。

昨年に引き続き、基本健康診査受診者に対しまして、C型肝炎ウイルス検査を40歳から70歳までの5歳刻みの節目に実施してまいります。

また、乳幼児・児童虐待が社会問題となっている状況の中、健やかな子どもの成長を願い、「絵本」を介して親子に本の大切さや楽しさを伝え、地域の子育てを支援するため、本年度よりブックスタート事業を開始することとしており、その所要額を計上しております。

結核予防では、従来実施しておりました小学1年生、中学1年生のヅベルクリン反応検査、BCG予防接種が本年度から中止になりますが、結核の早期発見と健康管理をすることが特に重要となってくることから結核に対する正しい知識の普及、啓発に努めてまいります。

また、21世紀の新しい健康づくりを目指し策定してまいりました「健康いかるが21」及び「健やか親子21」も最終の取りまとめをいたしており、住民一人ひとりがよりよい健康な生活ができるよう環境を整え、総合的な健康づくりを進めてまいります。

次に、農林水産業費につきましては、1億6,041万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、6,946万6,000円、30.2%の減となっております。

引き続き土地改良事業を行いながら、農道や水路、ため池等農業の生産環境の改善、優良な農地の保全に努めますとともに、生産調整推進対策助成金につきましても、町の施策として所要額を計上いたしております。

次に、商工費につきましては、1億2,024万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して、2,450万7,000円、25.6%の増となっております。

商工業の振興につきましては、町内の商工業活動の振興及び地域経済振興を図るため、引き続き商工業者の債務保証に係る保証料を補給するとともに、商業実態調査の結果を踏まえ、今後の斑鳩町の商業活性化についての総合的な計画を策定する経費を計上いたしております。

また、観光の振興につきましては、斑鳩町歴史街道整備プランに基づき、町内の周遊ルート整備や法隆寺iセンターの整備を進めてまいりましたが、散策型・回遊型観光への誘導が今後の課題であると考え、新しい観光のあり方を検討し、総合的な観光振興計画の策定を行ってまいります。

また、雇用の促進を図る緊急地域雇用創出事業としては、新たにホームページ更新事業、福祉サービス現況調査事業、パソコン講習会開催事業の経費を計上いたしております。

次に、土木費につきましては、11億1,608万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して、3億2,428万5,000円、22.5%の減となっております。減額の主な要因は町営住宅建設経費であります。

いかるがパークウェイにつきましては、施政方針で述べさせていただいたとおりであります。モデル区間の早期完成と、それからの延伸区間の早期実現に向けて議員皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、都市計画道路法隆寺線につきましては、早期の供用開始に向け必要な用地費及び工事費等を計上いたしておりますが、一方、土地開発公社におきましても用地の先行取得費を計上いたしており、万全の対応を図ることといたしております。なお、服部地区の土地地区画整理事業に関連して、平成14年度で予算計上いたしました公共施設管理者負担金につきましては、土地地区画整理事業の造成工事が年度末までに完了しないことから、本議会に提出いたしております補正予算において全額翌年度に繰越措置をさせていただいております。

また、歴史的地区環境整備街路としての法隆寺・藤ノ木線の整備であります。歴史的な街並みにふさわしい道路整備として、平成13年度から平成17年度の完成を目指し工

事を行っており、電線類の地中化や公園施設整備などの事業費を計上いたしております。

また、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、施政方針でその考え方を述べさせていただきましたが、法隆寺駅橋上化基本設計に必要な経費等を計上いたしております。

なお、新家地区の土地区画整理事業につきましては、JR法隆寺駅周辺整備との関連もあわせて必要な調整を図るための経費を計上いたしております。

次に、景観形成対策につきましては、近年、多数の観光客等でにぎわい定着しつつある斑鳩三塔周辺地区におけるコスモス栽培を引き続き奨励するとともに、法起寺周辺のコスモス畑沿いの周遊道につきましては、一部自然景観や田園風景、歴史的景観に馴染んだ舗装整備をするための経費を計上いたしております。

次に、町道整備5カ年計画等の道路新設改良事業では、住民の日常生活道路の整備を図るべく、計画的に事業に取り組んでおり、関係者等へのご理解とご協力を得まして、引き続き取り組んでまいりますとともに、交通安全施設整備、道路維持工事等につきましても、住民皆様の要望にこたえるべく所要額を計上いたしております。

次に、(仮称)斑鳩町町営住宅目安北団地の建設工事は、現在の進捗状況といたしましては、本体工事の躯体コンクリート打設が完了し、現在1階部分から順次アルミサッシ等の建具の取り付けを行っているところであり、その後、内装及び外構工事等、仕上げに入りまして、平成15年6月30日の工期内完成に向けて努力しているところであります。

次に、地方分権一括法に基づき平成14年・15年度と債務負担の設定を行い実施いたしております法定外公共物の譲与手続につきましては、譲与を受ける法定外公共物の特定を平成14年度に完了し、平成15年度には機能の確認調査を行い譲与申請を行ってまいります。また、譲与を受けた後の里道・水路の適正な管理を行うために、県が今日まで行ってきた明示確定資料等の整理を行い、これら資料の管理システムを構築するための所要額を計上いたしております。

次に、消防費につきましては、3億3,163万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1,007万3,000円、3.1%の増となっております。

まず、常備消防につきましては、西和消防組合への負担金を計上いたしております。

次に、非常備消防につきましては、住民の生命財産を守っていただいている町消防団の運営に係ります経費のほか、地域において活動を行っていただいております私設消防団への支援のための補助金を計上いたしております。

また、消防施設の充実につきましては、既存の消防施設の維持管理に係ります経費の計

上のほか、消防水利の確保のため耐震性防火水槽の設置、及び老朽化した第1分団の消防ポンプ車の更新を行い、消防設備のより一層の強化に努めてまいります。

また、災害対策につきましては、災害備蓄品の増備を図りますほか、昨年度から地域に密着した住民実践型の地区別防災訓練を実施してきておりますが、本年度におきましても引き続き実施してまいり、災害時の備えと防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、教育費につきましては、12億4,490万9,000円を計上いたしております。前年度と比較して、2億9,485万2,000円、31%の増となっております。

まず、学校教育関係であります。

人にやさしい安全で快適な教育環境づくりの一環として、将来予測される災害に備え、斑鳩小学校南館の耐震補強工事を実施することといたしました。また、平成13年度から3カ年計画で整備を行っております小・中学校のトイレ改修につきましては、平成15年度が最終年度となり、これで小・中学校のすべてのトイレを整備することとなります。

学校図書館の充実では、子どもの読書活動の推進に関する法律が成立し、国・県・市町村が子どもの読書活動の推進施策を総合的かつ計画的に推進することとされており、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、本年度より小・中学校の図書館の充実に向けた予算を計上いたしております。

また、平成14年度から新学習指導要領の実施がされておりますが、「総合的な学習の時間」や「少人数学級」による基礎基本の徹底が、この新学習要領の目指すところの「生きる力」を育成することとなると考えており、このことに対する支援助成を前年度に引き続き実施してまいります。

各学校への教員の適正な配置につきましては、本来、県においてなされるべきものではあります。より充実した教科指導または障害児教育の充実を図るため、町費講師を必要に応じて配置してまいりたいと考えております。

また、登校拒否等、いろいろな問題を抱えている子どもたち、あるいはその保護者等に対しましての相談や心のケアのため、「スクールカウンセラー」と「心の教育相談員」を引続き設置してまいりたいと考えております。

こうしたことにより、次代を担う子どもたちをめぐる教育環境の充実に一層努力してまいります。

次に、文化財の保存と活用であります。

初めに、史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、史跡地内の公有化が完了したことから

、平成8年に策定いたしました整備基本計画の見直しを行い、平成15年度から5カ年の計画で整備を行ってまいりたいと考えております。

本年度は、今回公有化しました部分を主にした墳丘の形と規模の確認、及び宝積寺跡と推定される南側広場部分における発掘調査を、橿原考古学研究所と共同で夏ごろから実施することといたしております。そして墳丘や石室の整備につきましては、現在実施しております石室動態測定調査を踏まえ、具体的な整備手法を整備検討委員会において検討していただき、その結果をもとに、平成19年度には史跡地内の整備を完了することを目標に努力してまいりたいと考えております。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成11年度に国史跡の追加指定を受けるための地元説明会を開催し、土地所有者の方々に一定のご理解を得て、平成13年度に追加指定を受けましたことから、平成15年度から3カ年の計画で史跡地内の公有化を図ってまいりたいと考えており、飛鳥時代創建の寺院として貴重な遺跡でありますことから、史跡の保存と活用を目的とした史跡公園として整備してまいりたいと考えております。

駒塚古墳及び調子丸古墳につきましては、平成12年度から着手してまいりました発掘調査も平成14年度で終了いたしました。斑鳩地域において最も古い古墳であることが明らかとなりました。今後はこれらの古墳の保存と活用を図るための用地買収を行ってまいりたいと考えております。

また、遺跡の発掘調査につきましては、引き続き法輪寺における学術調査を進めてまいります。

また、寄贈を受けました安田家の古文書につきましては、安土・桃山次代から江戸時代初頭にかけて、城や社寺の普請に活躍した中井家に関する貴重なものが含まれており、保存の観点から現在、くんじょう処理を行っているところであり、本年度では近世文書を専門とする委員で調査委員会を設置し古文書の調査を行ってまいります。

次に、生涯学習につきましては、家庭教育の充実を図るための社会教育法の一部改正が行われたことから、前年度より学校・家庭・地域の連携を深め、家庭教育の重要性を認識していただくため、各地域に出向き地域の教育力の向上に努めてまいりました。また、学校、幼稚園等における家庭教育学級の充実、拡充にも努めてまいったところであります。今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、青少年の健全育成につきましては、青少年問題協議会を中心に啓発活動・相談事業に取り組んでまいり、健全な社会環境づくりの推進に努めてまいりました。今後も組織

の強化、充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会体育施設の維持補修につきましては、健民運動場の土壌改良を行う経費等を計上いたしております。

次に、図書館の運営につきましては、昨年3月18日に、開館以来100万人目の利用者をお迎えしました。そして、図書館の核になります図書の貸し出し及び相談業務も順調に推移しております。また、10月1日からホームページを開設し、約14万件の蔵書データを公開したところ多くのアクセスがあり、引き続き蔵書の整備充実に取り組んでまいります。

最後に、公債費につきましては、14億7,999万1,000円を計上いたしております。前年度と比較して、6,432万3,000円、4.2%の減となっております。

元金償還金で2,547万4,000円、利子償還金で3,884万9,000円の減となっております。

次に、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ20億5,070万円で、前年度と比較して、1億2,720万円、6.6%の増となっております。

平成14年10月の健康保険法等の改正により、昭和7年10月1日生まれ以降の方に係る医療費は、75歳になるまでは、加入保険から支払うこととなりましたことや、3歳未満児の給付割合が7割から8割に引き上げられたことなどが前年度より増額となった主な理由であります。

国民健康保険制度は、国民皆保険として、地域医療や住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでありますが、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療費を中心とする医療費が増加しております。

また、依然として景気の低迷により失業率は高く、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなってきております。

まず歳入では、国民健康保険税の税収は、7億6,255万円で前年度と比較して、4,111万円、5.7%の増を見込み、一般会計繰入金につきましては、前年度と比較して、2,927万円、19.6%の増で1億7,897万6,000円を計上いたしております。

一方、歳出面では、予算総額の過半を占める保険給付費についてであります、前年度

と比較して、6,411万7,000円増の12億6,779万2,000円を計上いたしております。

次に、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ20億7,620万円で、前年度と比較して、2億965万円、9.2%の減となっております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町がそれぞれの負担割合に応じた拠出金を歳入財源として運営いたしております。一般会計の負担額は、1億2,118万7,000円で、前年度と比較して、270万1,000円、2.2%の減となっております。

対前年比で減額になっておりますのは、平成14年10月に健康保険法等の改正により老人保健制度の一部が見直され、対象年齢の引き上げにより対象者が減ることが主な要因となっております。その他、高額医療費の一部見直しや高齢者の方にも応分の負担をしていただくということから、70歳以上の方の一部負担金が、1割負担または一定以上所得者は2割負担となったところであります。

高齢者の方は、高血圧症や糖尿病などの循環器系疾患など生活習慣病の疾病が多く、医療費は、若人と比較すると約4倍と相当高い水準にあります。老後における健康保持と適切な医療の確保は今後ますます重要となりますことから、健康相談、健康教育、訪問指導等をより充実させることにより、生活習慣の改善、健康な生活スタイルの維持、また疾病の早期発見・早期治療に結びつくように努め、医療費適正化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

平成15年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ468万円を計上いたしました。前年度と比較して、19万5,000円、4%の減となっております。

歳入予算につきましては、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出予算では、当該財産区の維持管理に必要な経費として23万円を計上いたしました。

また、経費を差し引きました残額445万円を予備費に計上いたしております。

なお、大字龍田財産区（下司田池）に係る「建物収去土地明渡請求事件」につきましては、今日まで24回の公判が開かれております。その間、当方及び相手側もそれぞれ主張を行う中で、裁判官より本件は和解が望ましいのではとのご意見があり、現在、その方向

で問題解決に向け、審理を行っているところであります。

次に、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ13億7,840万円を計上いたしました。前年度と比較して、2億7,890万円、25.4%の増となっております。

公共下水道につきましては、平成4年度から事業化し、国庫補助金の確保に努めながら整備を促進しているところであります。また、平成17年度には一部供用開始ができることから、平成15年度より整備完了区域の自治会を対象に公共下水道の供用開始に向け下水道接続について、ご理解を深めるための啓蒙啓発活動に努めますとともに、事業といたしましては、主に幹線管渠の整備に重点を置き、並行して面的整備を進めていく計画で、幹線管渠延長約1,600メートル、面的整備約8ヘクタールを加え、約87ヘクタール、管渠延長約24キロメートルの整備を完了したいと考えております。

次に、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ11億800万円を計上いたしました。前年度と比較して、2,200万円、1.9%の減となっております。

介護保険の給付につきましては、新たに取りまとめた介護保険事業計画の中で見込まれております平成15年度の介護サービスに係る給付量に基づき、居宅サービス、施設サービス、サービス計画等の費用として10億5,325万9,000円を計上いたしております。介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

保険料につきましては、平成15年度から平成17年度までの3年間の保険給付量を見込むに当たり今後さらにその給付量が増加すると考えられ、それに伴い保険料額も高くなることとなりますが、現在積み立てている介護給付費準備基金の一部を取り崩すことによりまして、平成15年度から平成17年度までの3年間の第3段階の保険料であります基準額を、これまでどおり月額3,084円、年額3万7,000円として計算し、予算額として1億9,734万9,000円を計上いたしております。また、その他保険給付に係る収入といたしまして、国庫負担金を2億1,065万2,000円、県負担金を1億3,165万7,000円、支払基金交付金を3億3,704万3,000円、調整交付

金を3,791万7,000円計上いたしております。一般会計繰入金といたしましては、1億7,537万6,000円を計上いたしており、内訳は介護給付費繰入金として1億3,165万7,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として4,371万9,000円を計上いたしております。

介護保険制度が導入され3年目を迎え、要介護認定者数や給付の状況も事業計画に近いものとなってきており、ここに来てこの制度も住民の皆様方に定着一般化してきたものではないかと考えております。また、要介護認定業務をはじめ、保険給付、収納業務につきましても順調に推移しているところであります。

また、介護保険事業の運営につきましては、介護保険運営協議会におきまして、その重要事項につきましてご審議いただきながら、制度の定着を図るため介護保険に関する諸課題の分析などに努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

平成13年度から着手しておりました第1浄水場整備事業であります。生物接触及び活性炭ろ過を採用した高度浄水処理施設が、議員皆様のご理解とご協力によりまして、平成15年3月25日完成に向け順調に進捗いたしております。

また、三井浄水場につきましても昭和61年稼働以来17年を経過し、機器類の老朽化が進む中、計画的な整備を行いながら自己水の確保に努め、さらに石綿セメント管等老朽管の更新につきましても、国庫補助事業であります水道管路近代化推進事業及び上水安全対策事業等、有利な財源措置を活用しながら公営企業として費用対効果を勘案し、安定給水に努めているところであります。

今後も給水収益の増は見込めない厳しい財政状況が続くと見込まれます中、最大限の経費節減に努めますとともに、水道事業の基本理念である清浄で安定した飲料水の供給に、より一層努力してまいりたいと考えております。

それでは予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で8億1,525万8,000円、前年度と比較して、4,142万円の減で、その主な内容は、収益的収入では、住民の節水意識の向上や節水器具の普及等による給水収益2,444万4,000円の減、営業外収益で第1浄水場の整備事業の完了に伴います消費税還付金1,257万9,000円の減であります。

水道事業費用では、8億5,387万円、前年度と比較して、3,978万円の減で、使用水量の減少等による県水受水費の減と、第1浄水場の整備事業完了に伴う減価償却費

の減が主なものであります。

その結果、事業収支では3,861万2,000円の支出超過となり、損益勘定留保資金で充当したいと考えております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で、6,906万8,000円、前年度と比較して、4億2,813万4,000円の減で、主に第1浄水場完成に伴います国庫補助金、一般会計出資金、企業債及び工事負担金の計上であります。

資本的支出では、2億5,707万円で、前年度と比較して、5億9,591万7,000円の減で、第1浄水場整備事業の完成が主なものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1、その2）であります。

横田啓子氏及び金本加津子氏の任期が平成15年2月28日をもって満了となりますことから、引き続き両氏を推薦いたしたく意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。

道路新設改良工事により整備し完了する法隆寺西2丁目・龍田北1丁目地内及び大字三井地内の2路線、関係地権者からの既存道路部分の寄附による法隆寺東1丁目地内の1路線の計3路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第1号から同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1からその7）であります。

太田信楨氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、堯川慧子氏、城瑤淑子氏及び柳瀬正春氏の任期が平成15年3月31日をもって満了となりますことから、引き続き太田信楨氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏及び堯川慧子氏を、そして公募により邊畑士郎氏及び堯田建四郎氏を委員に選任することについて同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

いかるがホールを地域文化・芸術の創造と情報発信の拠点として、施設機能を最大に発揮させ、広く多世代にわたる文化芸術活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。

多くの住民の皆様々に文化活動への参画を図り、各事業に参加する機会づくりとして、財団の自主事業で16事業を開催いたしてまいります。本年度は、小学生から文化芸術活動へ参加する機会となる講座を開講するなど、いかるがホールが広く皆様の文化芸術表現の

場、芸術交流の場、芸術学習の場として活用していただけるよう努め、自主事業費は2,572万4,000円を計上いたしました。

なお、いかるがホールの管理運営については、文化活動の利用促進を図り、効率的・効果的な運営に努め、施設管理運営費は、1億1,962万4,000円を計上いたしました。財団の平成15年度収入支出予算につきましては、収入、支出同額の1億6,749万6,000円であります。

次に、報告第3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）につきましては、処分事業の変更を行うものであります。

その内容につきましては、都市計画道路法隆寺線に係る処分額を3,759万8,000円増額し、8,859万8,000円とするものであります。このことにより、現在保有している法隆寺線の用地はすべて処分することとなります。また、駅前整備事業用地処分事業で、駅前駐輪場用地を平成14年4月30日付で町に処分を行い、その処分額が確定となっておりますことから、33万1,000円を減額して4億7,930万5,000円とするものであります。

次に、平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、取得事業では、法隆寺線に係る都市計画道路用地取得事業として4億4,000万円、（仮称）総合福祉会館用地取得事業として3億円、合計7億4,000万円を用地取得に要する所要額として計上いたしております。

一方、処分事業につきましては、集会所用地処分事業として、785万円の計上を行っております。

なお、平成15年度より斑鳩町土地開発公社に対する町の債務保証額は、35億円から30億円に減額いたしております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもよろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

長時間、ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 午後1時20分まで休憩いたします。

（午後0時32分 休憩）

---

(午後1時20分 再開)

○議長 (小野隆雄君) 再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています日程7から日程38までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程27、諮問第1号、日程28、諮問第2号、日程30、同意第1号から日程36、同意第7号まで、及び日程37、報告第2号、日程38、報告第3号を除く21議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程7、議案第3号 斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第6号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第7号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第8号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第9号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第10号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第11号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第12号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第13号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第14号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第15号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第16号 平成15年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第16

号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第16号については、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、森河議員、松田議員、厚生常任委員会から里川議員、喜多議員、建設水道常任委員会から中川議員、浅井議員の各議員を指名いたします。

以上6名の議員には、よろしく願いをいたします。

続いて、日程21、議案第17号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第18号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第19号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第19号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程24、議案第20号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第20号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程25、議案第21号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第21号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程26、議案第22号 平成15年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議

題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程28、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)の2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって諮問第1号、諮問第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長 (植村哲男君) それでは、諮問第1号及び諮問第2号について私のほうからご説明申し上げます。

現委員の横田啓子氏及び金本加津子氏の任期がそれぞれ2月28日付をもって満了となることから上程させていただくものでございます。

それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北1丁目13番50号

氏 名 横田啓子

生年月日 昭和15年7月4日

なお、同氏の経歴については、議案書の裏面に付けておりますが、朗読は省略させてい

ただきます。

続きまして、諮問第2号でございます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目9番22号

氏 名 金本加津子

生年月日 昭和14年11月23日

同氏の経歴につきましても、議案書の裏面に略歴として記載されておるとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしく満場一致でご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、一括して適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程29、認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程30、同意第1号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程31、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程32、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程33、同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程34、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程35、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程36、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、以上、7議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています7議案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって同意第1号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。同意第1号から同意第7号まで、7件について一括してご説明申し上げたいと思います。

なお、これらの方々の任期につきましては、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの2年間の任期でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第1号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目3番49号

氏 名 太田信楨

生年月日 昭和7年1月2日

続きまして、同意第2号でございます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波3丁目10番1号

氏 名 清水孝雄

生年月日 昭和5年1月26日

続きまして、同意第3号でございます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目14番8号

氏 名 今井温子

生年月日 昭和10年9月30日

続きまして、同意第4号でございます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

続きまして、同意第5号でございます。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 堯川慧子

生年月日 昭和16年12月8日

続きまして、同意第6号でございます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田南6丁目7番25号

氏 名 邊畑士郎

生年月日 昭和16年11月1日

続きまして、同意第7号でございます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田北6丁目1番5号

氏 名 堯田建四郎

生年月日 昭和20年2月21日

なお、各氏の経歴につきましては、それぞれ議案書の裏面についておりますが、説明朗読は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが一括の説明とさせていただきます。何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって同意第1号、同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号については、満場一致で同意いただきました。

続いて、日程37、報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私からご報告いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第2号

平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告議案につきましては、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成15年度の斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算につきまして議会に報告するものであります。

提出いたしております斑鳩町文化振興財団の平成15年度事業計画及び収支予算につきましては、去る平成15年2月14日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして、全員賛成による議決をされたものを議会に提出するものであります。なお、理事会の会議録を議会事務局に提出いたしておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、平成15年度の事業計画及び収支予算につきましてご報告をいたします。

1ページの平成15年度事業計画につきまして、1つ目に掲げております芸術・歴史文化事業の企画及び実施では、財団の自主事業は、住民参加型事業で6事業、芸術文化鑑賞型事業で6事業と、生活娯楽型事業で4事業の計16事業を開催します。事業の開催会場別では、大ホールで9事業、小ホールで6事業、研修室等文化講座1事業となります。また、斑鳩町からの受託事業としまして、NHK奈良放送局との共催事業を開催します。

次に、2つ目の芸術・歴史文化事業活動の普及・振興・支援事業では、いかるがホールを舞台に開催しております文化講座に、本年度から新しく開講します小学生を対象にした生け花講座と金管バンド講座や、一般公募を行い、万葉集ことばの旅講座を開催します。文化講座の講座数は10講座となります。

次に、3つ目の歴史・文化情報の収集及び提供では、機関誌、ホームページによる情報発信に努めます。

次に、4つ目のいかるがホールの管理運営につきましては、施設使用申請受付及び施設貸出業務、そして施設設備の管理業務を行っています。

これらの事業内容を、次ページの平成15年度事業予定としまして、2ページから5ペ

ージに、自主事業の各事業別に事業内容及び概算費用、収入見込み額を記載いたしておりますので、よろしくお願ひします。

次に、収支予算総括表及び次ページの収支予算書でありますが、この説明を9ページから16ページの平成15年度予算に関する説明書を提出しておりますので、よろしくお願ひします。

平成15年度の予算総額では、収入、支出同額の1億6,749万6,000円で、前年度予算と比較しますと、1,398万4,000円の減額となりました。前年度予算より減額となりました主なものは、収入、支出ともに自主事業費の減と施設管理運営費の減によりまして、事業収入及び補助金等収入の減によるものであります。なお、各予算の内訳明細につきましては、10ページ以降の各事業別及び費目別によりまして説明書を提出いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきましてご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小野隆雄君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

これをもって質疑を終結いたします。報告第2号 平成15年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程38、報告第3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）及び

平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出し、

議会の議決を求めます。

平成15年2月27日提出

斑鳩町長 小城利重

初めに、平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）につきましてご説明申し上げます。

変更予算の10ページをごらんいただきたいと思います。

その内容についてでありますけれども、処分事業で、都市計画道路法隆寺線に係る用地の処分で、現在保有いたしております法隆寺線のすべての用地を処分できることとなりましたので、既定予定額5,100万円に3,759万8,000円を増額し、8,859万8,000円とするものであります。また、駅前整備事業用地処分事業で、駅前駐輪場用地を、平成14年4月30日付で町に処分を行い、その処分額が確定となっていることから、33万1,000円を減額して、4億7,930万5,000円とするものであります。

なお、取得事業につきましては、変更はございません。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表の収益的収入及び支出予算であります。

収入では、事業収益、公有地取得事業収益で、変更予定額は3,726万7,000円の増額で、5億6,790万3,000円であります。支出では、事業原価、公有地取得事業原価で、変更予定額3,847万1,000円の増額で、4億6,366万6,000円であり、事業外費用支払利息で、変更予定額120万4,000円の減額で、1億423万7,000円であります。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算では、収入は変更はなく、支出では、資本的支出のうち、借入金償還金で、変更予定額3,700万円の増額で、5億6,700万円であります。

4ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等につきましてお示しをいたしておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

平成14年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）

（総則）

第1条 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

収益的収入 既定予定額5億3,064万6,000円、変更予定額3,726万7,000円、合計5億6,791万3,000円。

収益的支出 既定予定額5億3,073万6,000円、変更予定額3,726万7,000円、合計5億6,800万3,000円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

（資本的収入及び支出）

第3条 既定の資本的支出の予定額を次のとおり変更する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億6,700万円は、当年度分損益勘定留保資金5億6,700万円で補てんするものとする。）

資本的収入は、変更はございません。

資本的支出につきまして、既定予定額9億5,700万円、変更予定額3,700万円、合計9億9,400万円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成15年2月12日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

続きまして、平成15年度の斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明を申し上げます。

まず、予算書の11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、取得事業でございます。法隆寺線に係る都市計画道路用地取得事業として4億4,000万円。（仮称）総合福祉会館用地取得事業として3億円。合計7億4,000万円を用地取得に要する所要額として計上いたしております。

次に、10ページの処分事業につきましては、集会所用地処分事業として785万円の計上を行っております。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表の収益的収入及び支出予算であります。

収入では、事業収益、公有地取得事業収益で785万円、事業外収益、受取利息で1万円の合計786万円であります。

支出では、事業原価、公有地取得原価で781万2,000円、事業外費用、支払利息で3万8,000円、一般管理費で10万円の合計795万円であります。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算であります。

収入では、資本的収入、借入金で7億5,871万3,000円、支出では、資本的支出で、公有地取得事業費が7億5,871万3,000円、借入金償還金が780万円の合計7億6,651万3,000円であります。

4ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示しいたしておりますので、これにつきましてもご参照をよろしくをお願いいたします。

なお、斑鳩町土地開発公社に対する町の債務保証額は、平成13年度に50億円から35億円に減額いたしておりますが、今般法隆寺駅前の駐輪場及び駐在所用地を処分できたことから、さらに平成15年度では5億円減額し30億円といたしております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

#### 平成15年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成15年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得
2. (仮称) 総合福祉会館用地取得
3. 集会所用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収益的収入 786万円

収益的支出 795万円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益

的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額780万円は、当年度分損益勘定留保資金780万円で補てんするものとする。)

資本的収入 7億5,871万3,000円

資本的支出 7億6,651万3,000円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、29億3,822万1,000円と定める。

2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成15年2月12日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上で、報告第3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(小野隆雄君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第1号)及び平成15年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程39、陳情第1号 政府に「平和の意見書」の提出を求める陳情書につい

てを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程40、陳情第2号 健康保険被保険者の医療費自己負担3割等の患者負担増の凍結・見直しを国に求める意見書を提出することに関する陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程41、陳情第3号 有害紫外線から子供たちを守るための教育的措置を求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付をいたしております追加日程1、請願第1号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、請願第1号 町指定ゴミ袋の価格見直しと品質の改善を求める請願書については、日程に追加することに決しました。

ただいま議題となっております追加日程1、請願第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明28日、3月1日、2日、3日は休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後2時00分 散会)